

「民商法典 3」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

民商法典つづき(最後)

第一三八一条

占有者の代理人として財産を所持する者は、占有者に対し、占有者に代わって所持しない意思、または第三者から得た新たな権限に依拠し、自己が善意の占有者となる意思を通知することによって、所持の性質を変更することができる。

第一三八二条

他人の財産を平穩、公然に所有者である意志をもって占有する者は、不動産の場合は一〇年にわたって、動産の場合は五年にわたって占有してきたとき、その所有権を取得する。

第一三八三条

違法行為によって取得した財産については、違法行為者または悪意の譲受人は、刑事時効が成立した時、または前条の期限が経過した時のどちらか長い方の時効により所有権を取得する。

第一三八四条

占有者が自発的にでなく、所持せずに、かつ所持しなくなった日から一年以内に返還を受けた、または訴訟により期限内に返還を受けたときは、占有は消滅しなかったものとみなす。

第一三八五条

占有の譲渡において、譲受人はその占有期間に前の占有者の占有期間を含めることができる。譲受人がそうした合算をし、譲渡人の占有期間に瑕疵があったときは、その瑕疵をもって譲受人に対抗することができる。

第一三八六条

本法典の時効に係る規定を本編の権利取得における時効にも準用する。

第四編

用益物権

第一三八七条

不動産は、他の不動産のために、その所有者が自己の財産に影響のある行為を容認しなければならない、またはその財産の所有権における一部権利の行使を制限する事由となる用益物権(パーラ・ジャムヨーム)に供さなければならない。

第一三八八条

要役財産(サーマヤサップ)の所有者は承役財産(パーラヤサップ)に変更を加える権利を持たない。または承役財産に対し用益物権を付加することになる要役財産の変更権利は持たない。

第一三八九条

要役財産の所有者の必要性が変化したからといって、その変化をもって要役財産の所有者が、承役財産に対して義務を付加するような行為をする権利はない。

第一三九〇条

承役財産の所有者は承役財産における利益を減少させる、または利便性を低下させる行為をなしてはならない。

第一三九一条

要役財産の所有者は用益物権の保全及び使用のために必要なすべての行為をなす権利を有するが、費用は自己負担しなければならない。ここにおいて要役財産の所有者は承役財産に損害を与えることができるが、その損害は状況に基づき最小限でなければならない。

要役財産の所有者は保全修繕費用を自己負担しなければならないが、承役財産の所有者がそれによって利益を得たときは、承役財産の所有者も受け取った利益の割合に基づいて費用を負担しなければならない。

第一三九二条

用益物権が承役財産の一部にのみ関係するときは、その財産の所有者は別の部分への移動を請求することができるが、その移動が自己の利益となり、費用を負担することを示さなければならない。このとき、要役財産の所有者の利便性を低下させてはならない。

第一三九三条

用益物権を発生させる法律行為において別様の定めがないときは、用益物権は売却された、またはその他の権利下に置かれた要役財産に付帯する。

要役財産とは切り離して売却する、または他の権利下に置くことはできない。

第一三九四条

承役財産の分割があったときも、用益物権は分割された各部分に残る。ただしその用益物権が行使されない、または形状から行使できない部分については、その部分の所有者は用益義務を免れることもできる。

第一三九五条

要役財産の分割があったとき、用益物権は分割された各部分のために残る。ただしその部分のため

にその用益物権が行使されない、または形状から行使できないときは、承役財産の所有者はその部分の財産に係る用益義務を免れることを請求できる。

第一三九六条

共同所有者のうち一人が取得した、または使用中の要役財産の用益物権は、共同所有者が共同で取得した、または使用中であるものとみなす。

第一三九七条

要役財産または承役財産がすべて消滅したときは、用益物権も消滅する。

第一三九八条

要役財産及び承役財産が同一の所有者に帰したときは、所有者は用益物権登記を取り消すことができる。ただし登記を取り消さなかったときは、第三者に対する部分について用益物権は残る。

第一三九九条

用益物権は一〇年間使用しなかったとき、消滅する。

第一四〇〇条

要役財産にとって無益となった用益物権は消滅する。ただし用益物権として復活させることができるときは用益物権が復活するが、前条で掲げた期限が切れていないときに限る。

要役財産にとって用益物権が有益であるが、用益義務負担との比較においてその利益が著しく低いときは、承役財産の所有者は用益義務のすべて、または一部を免れることを求めることができる。ただしその場合は補償しなければならない。

第一四〇一条

時効で取得した用益物権は、本法典本巻第三編の時効による権利取得の規定を準用する。

第五編

居住権

第一四〇二条

建物内での居住権(シッティ・アーサイ)を得た者は、賃貸料を支払わずに、その建物内にいる権利を有する。

第一四〇三条

居住権は期限付きで、または居住者の生存期間にわたって発生する。

期限の定めがないとき、その権利はいつでも消滅させることができるが、しかるべき期間前もって居住者に事前通知しなければならない。

期限付きで居住権を付与するときは、その期限は三〇年以内とする。それより長い期限は三〇年に短縮する。居住権の付与は延長更新できるが、更新日から三〇年以内でなければならない。

第一四〇四条

居住権は相続であっても譲渡できない。

第一四〇五条

居住権は、居住者だけのためとはっきりと定めていないとき、居住者の家族及び家人も共住することができる。

第一四〇六条

居住権付与者がはっきりとそれを禁止していないとき、居住者は自然の果実、または土地の果実を収穫し、家庭の需要に必要なだけ使用できる。

第一四〇七条

居住権付与者は居住させている財産の修繕による保全をしなくともよい。居住者はその財産の改良のために支出した費用の補償を求めることはできない。

第一四〇八条

居住権が消滅した時、居住者は財産を居住権付与者に返還しなければならない。

第一四〇九条

本法典第五五二条から第五五五条まで、第五五八条、第五六二条、第五六三条に掲げた賃借人の権利と責任の規定を準用する。

第六編

地上権

第一四一〇条

土地の所有者は、他者が地上または地下の建造物、工作物、栽培物の所有者となる権利を持たせることで、その他者にとって益となる地上権(シッティ・ヌア・プーンディン)を生起せしめることができる。

第一四一一條

地上権を生起せしむる法律行為において別様の定めがないとき、その権利は譲渡及び相続すること

ができる。

第一四一二条

地上権は期間を定めることによって、または土地所有者の生存期間中、あるいは地上権者の生存期間中と定めることによって生起せしむることができる。

期間を定め地上権を生起せしめたときは、第一四〇三条第三段の規定を準用する。

第一四一三条

地上権に期間の定めがないときは、当事者のどちらか一方がいつでもその消滅を通知することができる。ただし、しかるべき期間を置いて事前にもう一方に通知しなければならない。賃貸借料が支払われなければならないときは、一年間前もって通知するか、一年間の賃貸借料を支払わなければならない。

第一四一四条

地上権者が地上権を生起せしめた法律行為に示された重要条件に従わなかった、または賃貸借料を支払わなければならない場合で、地上権者が二年間にわたって連続して支払わなかったとき、もう一方の契約当事者は地上権の消滅を通知することができる。

第一四一五条

地上権は、たとえそれが不可抗力であったとしても、建造物、工作物、栽培物が消滅したことを事由に消滅しない。

第一四一六条

地上権が消滅した時、地上権者は建造物、工作物、栽培物を除去することができるが、土地を元の状態に戻さなければならない。

ただし土地所有者が除去を承諾せず、市価での買取の意思を示したときは、地上権者はしかるべき事由なく売却を拒否することはできない。

第七編

収穫権

第一四一七条

不動産は、収穫権者がその財産上の利益を占有、使用、保持する事由となる収穫権(シッティ・ゲップ・ギン)の下に置くこともできる。

収穫権者は財産管理権限を有する。

森林、鉱山、または採石場における収穫権者は、その森林、鉱山、または採石場からの利益を追求

する権利を有する。

第一四一八条

収獲権は、期間を定めることによって、または収獲権者の生存期間中と定めることによって生起せしむることができる。

期間の定めがないときは、収獲権は収獲権者の生存期間中にわたるものと推定する。

期間の定めがあるときは、第一四〇三条第三段の規定を準用する。

収獲権者が死亡したとき、その権利は消滅する。

第一四一九条

財産が補償なく消滅したときは、所有者は復旧しなくてもよい。ただし所有者が財産を復旧した時は、その普及した部分につき収獲権は元に戻る。

補償を得たときは、所有者または収獲権者は得た補償金額に見合うだけ財産を復旧しなければならず、収獲権は復旧した部分につき元に戻る。ただし復旧が不可能である場合は、収獲権は消滅し、その補償金額は所有者と収獲権者の間でその損害に応じた割合で分配される。

この方法は、財産の強制購入の場合、財産の部分的な消滅の場合、または復旧が部分的に不可能な場合にも準用する。

第一四二〇条

収獲権が消滅した時、収獲権者は財産を所有者に返還しなければならない。

財産が消滅した、または減価したとき、収獲権者はその責に任じる。ただしその損害が自己の過失によって生じたものでないことを証明できるときはその限りではない。

収獲権者が財産を不当に消尽したときは、代替補填しなければならない。

財産がしかるべき使用によって減価したとき、収獲権者は補償しなくてもよい。

第一四二一条

収獲権の行使において収獲権者は、能力者が自己の財産を保全するのと同じように、財産を保全しなければならない。

第一四二二条

収獲権を生起せしめた法律行為において別様の定めがないとき、収獲権者は自己の権利を第三者に譲渡することができる。この場合、財産の所有者は譲受者を直接訴えることができる。

第一四二三条

財産の所有者は合法でない、または適当でないやり方で財産の使用に反対することができる。

所有者が自己の権利が危険な状態に陥ったと証明できるときは、収獲権者に担保を差し出すよう請

求することができる。ただしその財産における収穫権を自己のために保全させている場合はその限りではない。

収穫権者が期限内に担保を差し出さなかったとき、または収穫権者が所有者の反対にもかかわらず、合法でなく、あるいは不適当なままその財産を使用しているときは、裁判所は収穫権者に代わり財産を管理する財産管理人を任命することができる。ただし担保を差し出したときは、裁判所は任命したその財産管理人を解任することができる。

第一四二四条

収穫権者は財産の主要部分が変化しないよう保護しなければならない、通常の保全、小補修をしなければならない。

大補修が必要なとき、または財産の保全のために必要な重要な行為があるとき、収穫権者は財産の所有者に遅滞なく通知しなければならない、その大補修、重要な行為の承諾を得なければならない。財産の所有者が行動を起こさないときは、収穫権者が自らその行動を起こすことができる。このとき財産の所有者が費用を負担する。

第一四二五条

臨時の費用は所有者が負担者となる。その場合の費用負担、または前条の内容に基づく費用の負担のために、所有者は一部財産を売却することができる。ただし収穫権者が利息なしに必要な金銭を立て替える場合はその限りではない。

第一四二六条

収穫権がある間、収穫権者は租税を含めた財産管理上の費用、及びその財産に付随した債務の利息を負担しなければならない。

第一四二七条

財産の所有者が必要とするとき、収穫権者は所有者の利益のためにその財産に損害保険を掛けなければならない、その財産に保険を掛けたときは収穫権者が更新時ごとに保険契約を更新しなければならない。

収穫権者は自己の権利がある間、保険料を支払わなければならない。

第一四二八条

財産所有者と収穫権者間または譲受人間の収穫権をめぐる訴訟は、収穫権が消滅した日から一年を超過した時、訴えることはできない。ただし財産所有者を原告とする訴訟においては、所有者が収穫権の消滅時がいつか知らなかったとき、一年の時効は、財産の所有者が収穫権の消滅時を知った時、または知りうるようになった時から数える。

第八編

不動産における付帯義務

第一四二九条

不動産においては、受益者がその不動産から各回ごとの債務の弁済を受ける、または明示されたところに基づき、その不動産における便益を使用し、保持する権利を有する事由となる付帯義務を付随させることができる。

第一四三〇条

不動産の付帯義務(パーラ・ティットパン・ナイ・アサンハーリムサップ)は期間を定めることによって、または受益者の生存期間中にわたって生起せしむることができる。

期間の定めがないときは、不動産の付帯義務は受益者の生存期間中にわたるものと推定する。

期間の定めがあるときは、第一四〇三条第三段の規定を準用する。

第一四三一条

付帯義務を生起せしめた法律行為で別様の定めがないときは、不動産の付帯義務は、たとえ相続であっても譲渡することはできない。

第一四三二条

受益者が付帯義務を生起せしめた法律行為で明示された重要条件に従わなかったとき、もう一方の当事者は受益者の権利の消滅を通告することができる。

第一四三三条

不動産の所有者が付帯義務に基づき債務を弁済しなかったとき、受益者は債務不履行のための解決のほか、財産管理及び所有者に代わっての債務履行のために裁判所に管財人の任命、あるいは財産の競売命令を申し立てることができる。売却によって得られた金銭は、付帯義務の費用とともに、財産所有者の債務不履行によって逸失した金額に基づき受益者に支払われる。

財産の所有者が担保を差し出したとき、裁判所は管財人の任命または競売の命令を出さない、あるいは管財人任命の命令を取り消すことができる。

第一四三四条

第一三八八条から第一三九五条まで、及び第一三八七条から第一四〇〇条までを不動産の付帯義務にも準用する。

第五巻

親族

第一編

婚姻

第一章

婚約

第一四三五条

婚約(ガーン・マン)は男及び女が満一七歳になった時これをなすことができる。

第一段の規定に違反した婚約は無効である。

第一四三六条

婚約できる未成年者は、以下の者からの同意を得なければならない。

(一)両親がいる場合は父母。

(二)母または父が死亡した、あるいは親権(アムナート・ポックローン)を失った、あるいは承諾できる状態、立場にない、あるいは状況により未成年者が母または父から同意を求めることができない場合は、父または母。

(三)未成年者が養子の場合は養親。

(四)(一)(二)(三)に基づく同意を与える者がいない、またはいたとしても親権を失っている場合は、保護者(プー・ポックローン)。

前掲の同意を得ない未成年者の婚約は無効である。

第一四三七条

男の側がその女と婚姻する証として婚約物(コーン・マン)となる財産を女に引き渡した、または譲渡した時、婚姻は成立する。

婚約した時、婚約物の権利は女のものとなる。

結納物(シン・ソード)は、男の側が、女が婚姻に応じることに報いるため、女の側の父母、養親、保護者に贈る財産である。女のほうに重要な事由が生じたことによって、または女の側が責に任じる状況によって男がその女と婚姻できなくなり、婚姻に至らなかったときは、男の側は結納物の返還を請求できる。

本章に基づく婚約物または結納物の返還には、本法典の不当利得に係る第四一二条から第四一八条までの規定を準用する。

第一四三八条

婚約はそれをもって裁判所に婚姻強制を申し立てる事由とはならない。婚約を破棄した時に違約金を支払う合意があったとしても、その合意は無効である。

第一四三九条

婚約後、どちらか一方が婚約を破棄した場合、もう一方は慰謝料(カー・トッテーン)請求権を有する。女の側が婚約を破棄した側であるときは、婚約物を男の側に返還する。

第一四四〇条

慰謝料は以下について請求できる。

- (一) 男または女の身体、名誉の侵害への補償。
- (二) 婚約当事者、その父母、または父母と同様の立場にある者が婚姻準備において善意で、かつ、しかるべき出費をなした、あるいは債務者となったことによる損害の補償。
- (三) 婚約当事者が婚姻することを予期して資産処理、または職業に係るその他の行為をなした、あるいは自己の所有物を調達したことによる損害の補償。

女が慰謝料を得る権利を有する場合、裁判所はその女の権利に帰した婚約物をして全慰謝料と判断する、または慰謝料の一部と判断することができる。あるいは裁判所はその女の権利に帰した婚約物を考慮せず慰謝料を判断することができる。

第一四四一条

婚約当事者の一方が婚姻前に死亡したとき、もう一方が慰謝料を請求することはできない。その婚約物または結納物は、男または女が死亡したとしても、女または女の側が男の側に返還しなくともよい。

第一四四二条

男をしてその女と婚姻できなくさせた重要な事由が婚約当事者の女に生じた場合は、男は婚約を解消する権利を有し、かつ女は婚約物を男に返還する。

第一四四三条

女をしてその男と婚姻できなくさせた重要な事由が婚約当事者の男に生じた場合は、女は婚約物を男に返還せずに、婚約を解消する権利を有する。

第一四四四条

婚約当事者の一方が婚約後に重大な悪行をなしたことにより、もう一方の当事者が婚約を解消する事由となったとき、重大な悪行をなしたほうの当事者が婚約に違約した者と同様、婚約解消する権利を行使した当事者に対し慰謝料を支払う責に任じる。

第一四四五条

男の婚約当事者は、第一四四二条に基づき婚約を解消した時、その男の婚約当事者と婚約したことを知りながら、または知りえながら、婚約当事者の女と性交した他の男に対し、慰謝料を請求すること

ができる。

第一四四六条

男の婚約当事者は、婚約を解消する必要なく、その男の婚約当時者と婚約したことを知りながら、または知りえながら、婚約当事者の女を強姦した、あるいは強姦しようとした他の男に対し、慰謝料を請求することができる。

第一四四七条

本章に基づき支払われる慰謝料について裁判所は状況に則して判断する。

本章に基づく慰謝料の請求権は、第一四四〇条(二)に基づく慰謝料を除き、譲渡、相続できない。ただしその権利が文面で取り交わされている、または被害者がその権利に基づき訴訟を起こしていたときはその限りではない。

第一四四七ノ一条

第一四三九条に基づく慰謝料請求権は、婚約の違約があった日から六か月をもって時効とする。

第一四四四条に基づく慰謝料請求権は、婚約解消の事由となる重大な悪行を知った、または知りえた日から六か月をもって時効とするが、当該行為があった日から五年を超えてはならない。

第一四四五条及び第一四四六条に基づく慰謝料請求権は、婚約当事者の男が慰謝料請求の事由となる他の男の行為、及び請求相手を知った、または知りえた日から六か月をもって時効とするが、他の男が当該行為をなした日から五年を超えてはならない。

第一四四七ノ二条

第一四三九条に基づく婚約物の返還請求権は、婚約の違約のあった日から六か月をもって時効とする。

第一四四二条に基づく婚約物の返還請求権は、婚約の解消日から六か月をもって時効とする。

第二章

婚姻の要件

第一四四八条

婚姻(ガーン・ソムロット)は男及び女が満一七歳になった時にすることができるが、しかるべき事由がある場合は、裁判所が婚姻前に婚姻を許可することができる。

第一四四九条

男または女が精神異常者である、または裁判所が無能力者と宣告した者であるとき、婚姻はできない。

第一四五〇条

上下の直系の血縁で結ばれた男女、父母を同じくするきょうだい、または父あるいは母を同じくするきょうだいの男女は婚姻することはできない。当該姻族関係は合法・非合法によって姻族であることは考慮せず、血縁によるものとみなす。

第一四五一條

養親と養子は婚姻できない。

第一四五二条

配偶者のある男または女は婚姻できない。

第一四五三条

夫が死亡した、またはその他の理由で婚姻を解消した女は、以下の場合を除き、婚姻解消から三〇日以上が経過すれば再婚することができる。

(一)その期間中に出産した。

(二)元の配偶者と再び婚姻する。

(三)医師免許を持つ医師、または医学における医療従事者としての学位を持つ者の保証書が法律に基づき妊娠していないことを保証した。または、

(四)裁判所が婚姻できることを命じた。

第一四五四條

未成年者の婚姻は第一四三六条の規定を準用する。

第一四五五條

婚姻の同意は以下によってなす。

(一)婚姻の届出時に署名する。

(二)婚姻当事者双方の氏名を示し、同意者の署名を付すことで同意書を作成する。

(三)必要であれば、証人二人以上の面前で口頭で同意してもよい。

同意はそれをなした時、取り消すことはできない。

第一四五六條

第一四五四条に基づく同意権限のある者がいない、またはいたとしても同意しなかったか、同意する状況になかった、あるいは未成年者が同意を求める状況になかったとき、未成年者は裁判所に婚姻の許可を求めることができる。

第一四五七条

本法典に基づく婚姻は届け出された時にのみ効力を生じる。

第一四五八条

婚姻は男女が夫婦になることに同意した時にこれをなすことができ、その同意は登記官に口頭で示さなければならない、登記官がその同意を記録する。

第一四五九条

国外におけるタイ国籍者同士、または一方がタイ国籍者の婚姻は、タイの法律または外国の法律で規定された形式に基づきこれをなす。

タイの法律に基づき婚姻をなす場合は、外交官または領事が届出受理者となる。

第一四六〇条

男または女のどちらか、または双方が死の危険にある、または戦闘あるいは戦争状態に置かれ、婚姻の届出ができない特別な状況にある時は、男および女がその場所にいた成人者に口頭で婚姻の意思を示し、その成人者がその男女の結婚の意思を証拠として残しておき、その男女が後に、登記官への届出ができるようになった日から九〇日以内に、証拠を提示することで婚姻を届出すれば、登記官はその婚姻の意思が示された年月日、場所、特別な状況を婚姻届出に記録する。このときその成人者に婚姻の意思を示した日を登記官への届出日とみなす。

本条の内容は、婚姻の意思が示された日に婚姻があったときは適用しない。その婚姻は無効である。

第三章

夫婦の関係

第一四六一條

夫婦は生活を共にしなければならない。

夫婦は互いの能力および立場に基づき協力し、扶助しなければならない。

第一四六二条

同居が夫または妻の心身にとって危険となる、あるいは幸福に甚大な影響を与えるとき、危険または被害を受ける方は裁判所にその事由がある間の別居の許可を求めることができる。その場合、裁判所は状況に応じて一方がもう一方に対し支払うべき生活費の額を定めることができる。

第一四六三条

裁判所が夫または妻を無能力者あるいは準無能力者と宣告した場合、妻または夫が保佐人あるいは

は管理人になるが、利害関係者または検察官が申し立てをした時、重要事由があれば裁判所は別の者を保佐人または管理人として選任することができる。

第一四六四条

夫婦のうちどちらかが精神異常者である場合、裁判所が無能力者宣告したかどうかにかかわらず、夫婦のうちもう一方が第一四六一條第二段に基づき精神異常者である方を扶助しない、または精神異常者の身体に危険が、あるいは財産上の損害が及ぶような状況をもたらす事由となる行為をなした、あるいは行為をなさなかったとき、第二八条に掲げられた者、または保佐人は精神異常者の扶養費を求めて夫婦のうちもう一方を訴えることができる、あるいは裁判所に精神異常者の保護を命じるよう申し立てることができる。

第一段に基づき扶養費を求めて訴えた場合において、裁判所が夫婦のうち精神異常者である者をまだ無能力者と宣告していないとしても、同一の訴訟において、自身または裁判所が適当と見る別の者を保佐人に任命するよう申し立てることによって、裁判所に無能力者宣告を求めることができる。あるいは裁判所が無能力者宣告を下していたのであれば、元の保佐人を解任し、新たな保佐人を任命するよう申し立てることができる。

夫婦のうち精神異常者である方の保護のために裁判所に申し立てるにあたって、扶養費を請求しないのであれば、裁判所に無能力者宣告、または保佐人の変更を求めなくともよい。ただし裁判所が申し立てた保護の方法が保佐人を要する、または保佐人の変更が必要であると判断したときは、第二段に規定したものと同一の行為を命じ、その上で相当の保護を命じる。

第一四六四ノ一條

第一四六四条に基づく訴訟が審理中の間に申し立てがあったとき、裁判所は精神異常者の扶助または保護に係るしかるべき一時的な方法を定めることができ、緊急の場合であれば民事訴訟法典に基づく緊急申し立ての規定を適用する。

第四章

夫婦の財産

第一四六五条

夫婦が婚姻前に特別にその財産について契約をしなかったときは、その財産関係は本章の規定による。

婚姻前の契約内容が公序良俗に反している、またはその財産についての定めにおいて外国の法律の使用をずるとしていたときは、その契約は無効である。

第一四六六条

同意した内容を婚姻前契約として婚姻届出とともに届け出なかった、または婚姻当事者及び証人二

人以上の署名を付した文書として婚姻届出に付属させ、婚姻届出にその契約を付属させなかったとき、その婚姻前契約は無効である。

第一四六七条

婚姻後における婚姻前契約の変更取消はできない。ただし裁判所から許可を得たときはその限りではない。

裁判所の最終的な婚姻前契約の変更取消命令があった時、裁判所は婚姻届出に記録するため婚姻登記官に通知する。

第一四六八条

裁判所の命令で変更取消があったとしても、婚姻前契約の内容は善意の第三者の権利には影響を及ぼさない。

第一四六九条

夫婦関係にあった間に夫婦が結んだ財産に係る契約は、夫婦の一方が夫婦関係にあった時に破棄を通告する、または夫婦関係でなくなった日から一年以内に破棄を通告することができるが、善意の第三者の権利には影響を及ぼさない。

第一四七〇条

夫婦の財産は特有財産(シン・スワントゥア)として分割したものを除き、共有財産(シン・ソムロット)となる。

第一四七一条

特有財産とは以下の財産のことである。

- (一)夫婦の一方が婚姻前から有する財産
- (二)地位に相当の個人的な使用物、装身具、装飾品、または職業に必要な道具類である財産
- (三)夫婦の一方が婚姻中に相続で得た財産、または寄付した財産
- (四)婚約物である財産

第一四七二条

特有財産は、別の財産に交換した、または別の財産を購入した、あるいはそれを売却して金銭を得たとしても、その別の財産、金銭もまた特有財産である。

全部または一部を損壊した特有財産が、別の財産または補償金を得たとき、その別の財産、補償金もまた特有財産である。

第一四七三条

夫婦の一方の特有財産は、その者が管理人となる。

第一四七四条

共有財産とは以下の財産のことである。

- (一)夫婦が婚姻中に得た財産
 - (二)夫婦の一方が婚姻中に共有財産と明示された遺言状または文面によって得た財産
 - (三)特有財産の果実である財産
- ある財産が共有財産かどうか明らかでない財産は共有財産と推定する。

第一四七五条

共有財産が本法典の第四五六条に掲げた類の財産である、または証拠書類のある財産であるときは、夫または妻はその書類に共同所有者として自己の名を署名することができる。

第一四七六条

夫及び妻は共有財産を共同で管理しなければならない、または以下の場合にはもう一方から同意を得なければならない。

- (一) 抵当設定できる不動産または動産の売却、交換、売預、リース、抵当設定、抵当設定解除、抵当権譲渡
- (二) 居住権、地上権、収穫権、不動産付帯義務の生起または解消行為
- (三) 三年以上の不動産賃貸
- (四) 金銭貸し
- (五) 寄付。ただし慈善、社交、徳行のための身分相応の寄付はその限りではない
- (六) 和解
- (七) 法廷による調停
- (八) 係官または裁判所に保証または担保として差し出す

第一段に規定した場合以外の共有財産の管理は、夫または妻がもう一方から承諾を得ずに管理することができる。

第一四七六ノ一条

夫及び妻は、第一四六五条及び第一四六六条の規定に基づき婚姻前契約をした時、第一四七六条の規定と全部または一部異なる共有財産の管理をすることができる。この場合、共有財産の管理は婚姻前契約で示されたところに基づきこれをなす。

婚姻前契約が第一四七六条の一部分につき共有財産の管理を示している場合、婚姻前契約に示されている以外の共有財産管理は第一四七六条に従う。

第一四七七条

夫婦の一方は共有財産の保全に係る、または共有財産に資する訴えを起こす、対抗する、訴訟手続きをとる権利を有する。そうした訴え、対抗、訴訟によって生じた債務は夫婦が共同債務者となっている債務であるものとみなす。

第一四七八条

財産の管理で夫婦の一方がもう一方に対し同意しなければならない、または署名しなければならないにも関わらず事由なく同意しなかった、あまたは署名しなかった、あるいは同意する状況になかった時、もう一方は代わりの同意を裁判所に申し立てることができる。

第一四七九条

夫または妻がなした行為がお互いの同意が必要な行為であり、文面による同意または登記を定めた法律があるときは、その同意は文面によってなさなければならない。

第一四八〇条

共同管理しなければならない、または第一四七六条に基づきもう一方から同意を得なければならない共有財産の管理において、夫婦の一方が一人だけで、またはもう一方の同意を得ずに法律行為をなしたとき、もう一方はその法律行為の取消を裁判所に訴えることができる。ただし夫婦のもう一方がその法律行為に承諾を与えた、またはその法律行為の時に第三者が善意でこれをなし、代価を支払ったときはその限りではない。

第一段に基づく法律行為取消のための裁判所への訴えは、取消す事由が生じた日から一年、またはその法律行為があった日から一〇年が経過した時、これをなすことはできない。

第一四八一条

夫または妻は自己の持分を超えて共有財産を他人に贈与する遺言をなす権限を持たない。

第一四八二条

夫または妻が単独で共有財産を管理する権限を有する場合においても、もう一方もまた家事を管理する、または家族にとっての必要物を調達する権限を有する。そのための費用は共有財産及び双方の特有財産を拘束する。

夫または妻による家事、家族の必要物の調達で著しい損害がもたらされたとき、もう一方は裁判所にその権限の禁止または制限を申し立てることができる。

第一四八三条

夫または妻が単独で共有財産を管理する権限を有する場合、夫または妻は共有財産の管理において著しい損害をもたらす行為をなす、または行為をなしているときは、もう一方が裁判所にその行為の禁止を申し立てることができる。

第一四八四条

共有財産管理権限を有する夫または妻一方が、

- (一) 共有財産管理で著しい損害を出した
- (二) もう一方を扶養しない
- (三) 過重債務がある、または共有財産の半分以上を超える債務を作った
- (四) しかるべき事由なく、もう一方の共有財産管理に反対した
- (五) 共有財産に損害を与える事が明白な状況にあるとき、

もう一方は自己が共有財産の単独管理者になる、または共有財産の分割を裁判所に申し立てることができる。

第一段に基づく申立があった場合、裁判所は共有財産管理のための一時的なしかるべき保護の方法を定めることができる。緊急の場合は民事訴訟法典の緊急申立の規定内容を適用する。

第一四八四ノ一条

裁判所が第一四八二条、第一四八三条、または第一四八四条に基づき夫または妻の共有財産管理権限を禁止、制限した場合、その事由または状況が変化したとき、夫または妻は裁判所に共有財産管理権限の禁止、制限の命令を取り消すか変更するよう申し立てることができる。この場合、裁判所はしかるべき命令を出すことができる。

第一四八五条

夫または妻は、より利益になるのであれば、裁判所に、自己がある特定の共有財産の管理者になる、またはその共同管理者になることを申し立てることができる。

第一四八六条

裁判所が第一四八二条第二段、第一四八三条、第一四八四条、第一四八四ノ一条、または第一四八五条の申立人についての部分、あるいは第一四九一条、第一四九二ノ一条、第一五九八ノ一七条の内容に基づき確定判決を下した、または命令した時、もしくは夫または妻が破産者でなくなった時、裁判所は婚姻届出に記すため登記官に通知する。

第一四八七条

夫婦である期間、夫婦の一方がもう一方の財産を押収、差押えすることはできない。ただし本法典で特別に規定したところに基づき夫婦間の義務遂行または権利保護のために訴えた、あるいは本法典において夫婦がお互いに訴えることができるよう特別に規定した訴訟における財産の押収または差押え、もしくは扶養及び裁判所の判決に基づき支払っていない手数料のための押収、差押えはその限りではない。

第一四八八条

婚姻前または婚姻中に生じた債務の弁済のために夫または妻はそれぞれの責に任じる。債務の弁済にはまずその特有財産を当て、それでも不十分であれば共有財産の自己の持分を当てる。

第一四八九条

夫婦が共同債務者であれば、債務の返済には共有財産と双方の特有財産を当てる。

第一四九〇条

夫婦が共同債務である債務には以下の、婚姻中に生じた夫または妻の債務も含める。

- (一) 家事管理、家族の必要物の調達、及び地位に見合った家族の医療、子弟の教育を含めた扶養に係る債務。
- (二) 共有財産にかかる債務。
- (三) 夫婦が従事する仕事によって生じた債務。
- (四) 夫または妻が一方の利益のために生起させ、もう一方もそれに同意した債務。

第一四九一条

夫または妻が破産宣告を受けたとき、共有財産は裁判所が破産宣告した日から法律によって分割される。

第一四九二条

第一四八四条第二段、第一四九一条、または第一五九八ノ二七条第二段に基づき共有財産を分割した時、夫または妻の特有財産となった部分、及び分割の後に得た財産は共有財産とみなさず、特有財産となる。分割後に遺言または第一四七四条(二)に基づく文面で得た共有財産は半分ずつ夫及び妻の特有財産となる。

共有財産の分割後に得た特有財産の果実は特有財産とする。

第一四九二ノ一条

裁判所命令による共有財産の分割があった場合、共有財産分割の取消は夫または妻が裁判所に申立て、裁判所が取消を命じた時にこれをなすことができる。ただし妻または夫がこれに反対したときは、裁判所は共有財産分割の事由が消滅した時に取消を命じることができる。

第一段に基づき共有財産分割の取消があった時、または夫または妻が破産者でなくなったことにより共有財産分割が終了した時、裁判所が命じた日、または破産者でなくなった日に特有財産であった財産は、以後もそのまま特有財産とする。

第一四九三条

共有財産がない場合、夫及び妻はそれぞれの特有財産の多寡に従い家事管理のための費用負担

で助け合わなければならない。

第五章

婚姻の無効

第一四九四条

婚姻は本章で規定されたところによってのみ無効となる。

第一四九五条

第一四四九条、第一四五〇条、及び第一四五八条に違反した婚姻は無効である。

第一四九六条

第一四四九条、第一四五〇条、及び第一四五八条違反による婚姻の無効は裁判所の判決によってのみ示される。

婚姻当事者、父母、または婚姻当事者の血筋を引く者は婚姻の無効を裁判所に申し立てることができる。当該人物がいなくとも利害関係者は検察を通じて裁判所に申し立てることができる。

第一四九七条

第一四五二条違反による婚姻の無効は、利害関係者がこれを訴える、または婚姻の無効を裁判所に申し立てることができる。

第一四九七ノ一条

裁判所が婚姻の無効を確定判決した場合、裁判所は婚姻の無効を婚姻届出に記録するため登記官に通知する。

第一四九八条

婚姻の無効は夫婦の財産関係を生じさせない。

婚姻が無効の場合は、婚姻前または婚姻後に一方が得た財産、その果実、共同で得た財産はそれぞれ半分ずつ分配する。ただし裁判所が家庭内の負担、生活上の負担、及び当事者双方の地位、その他全状況を考慮した上で別様の命令を下したときはその限りではない。

第一四九九条

第一四四九条、第一四五〇条、または第一四五八条違反による婚姻の無効は、裁判所の無効の確定判決がある前に婚姻によって得た善意の婚姻者である男または女の権利に影響を及ぼさない。

第一四五二条違反による婚姻の無効は、婚姻を無効とする事由を男または女が知る前の婚姻によって得た善意の婚姻者である男または女の権利に影響を及ぼさない。ただしその婚姻の無効は婚姻

当事者に対し、もう一方の合法的な相続人の地位による遺産相続の権利を生じさせない。

第一四四九条、第一四五〇条、または第一四五八条違反、あるいは第一四五二条違反による婚姻の無効において、善意によって婚姻した当事者は損害賠償請求権を有する。その婚姻の無効により善意の婚姻当事者が財産、あるいは最終判決前、または婚姻の無効を知る前になしていた仕事から十分な収入を得られなかったことにより貧窮したとき、その当事者は生活扶助費の請求権を有する。この場合の生活扶助費の請求権には、第一五二六条第一段、及び第一五二八条を準用する。

第三段に基づく損害賠償または生活扶助費の請求権の時効は、第一四四九条、第一四五〇条、第一四五八条違反による婚姻無効の場合は確定判決日から二年、第一四五二条違反による婚姻無効の場合は婚姻無効の事由を知った日から二年とする。

第一四九九ノ一条

婚姻無効の場合、どちらが子の親権者となるか、または一方または双方が子の扶養費をいくら負担するか当事者の合意は、文面によってこれをなす。合意できないときは裁判所が判定者となる。判定審理において裁判所が、第一五八二条に基づきその当事者の親権を剥奪する事由があると判断したとき、裁判所はその親権を剥奪し、第三者を監護者に任命する。このとき裁判所はその子の幸福及び利益を重視し、第一五二一条の内容を準用する。

第一五〇〇条

第一四九七ノ一条に基づき婚姻届出に婚姻の無効を記録する前における善意の第三者の権利は、婚姻の無効によって影響を受けない。

第六章

婚姻の解消

第一五〇一条

婚姻は死亡、離婚、または裁判所の判決により解消する。

第一五〇二条

婚姻の無効は裁判所がその取消を判決した時、消滅する。

第一五〇三条

無効を事由に婚姻の取消を裁判所に申し立てることができるのは、婚姻当事者が第一四四八条、第一五〇五条、第一五〇六条、第一五〇七条、及び第一五〇九条違反をなした場合に限られる。

第一五〇四条

第一四四八条違反による婚姻の無効は、利害関係者が婚姻の取消を申し立てることができる。ただ

し親または親権者が同意していた場合は、婚姻取消の申立てはできない。

裁判所が男または女の年齢が第一四四八条に基づく年齢になるまで婚姻の取消を命じなかったときは、または女が第一四四八条に基づく年齢前に妊娠していた時、その婚姻は婚姻時から有効であったものとみなす。

第一五〇五条

当事者の一方が婚姻相手を取り違えていた婚姻は無効となりうる。

人違による婚姻取消請求権は婚姻日から九〇日が経過した時、それを行使できない。

第一五〇六条

詐欺にかかったことによって婚姻した当事者は、その詐欺がなければ婚姻に至らなかったとき、その婚姻は無効になりうる。

第一段の内容は、もう一方の当事者が知らない第三者によって詐欺がなされた場合には適用しない。

詐欺による婚姻取消請求権は、詐欺を知った日または知ることができた日から九〇日が経過した時、もしくは婚姻日から一年が経過した時にはそれを行使できない。

第一五〇七条

脅迫によって婚姻した当事者は、その脅迫がなければ婚姻に至らなかったとき、その婚姻は無効になりうる。

脅迫による婚姻取消請求権は、脅迫がなくなった日から一年が経過した時にはそれを行使できない。

第一五〇八条

人違、詐欺、脅迫による婚姻の無効性は、人違した、または詐欺、脅迫を受けた当事者のみが婚姻の取消を請求できる。

婚姻取消を請求する権利を有する者が裁判所により無能力者の宣告を受けた者である場合、第二九条に基づき精神異常者を無能力者として宣告するよう裁判所に申し立てた者が婚姻取消も請求できる。ただし裁判所に精神異常者の無能力者宣告も同時に申し立てなければならない。裁判所が無能力者宣告の申立てを却下する場合は、その婚姻取消の申立ても却下する。

第二段に基づく者の婚姻取消申立てに対する裁判所の却下命令は婚姻当事者の婚姻取消請求権に影響を与えない。ただし婚姻当事者は婚姻当事者が有する定められた期間内に権利を行使しなければならない。当該期間の残余期間がその者の婚姻取消申立てに対する裁判所の却下命令日から六か月に満たない、または残余期間がまったくないときは、期間を六か月間、または裁判所の婚姻取消申立て却下から六か月延長することができる。

第一五〇九条

婚姻が第一四五四条に掲げた者から同意を得られなかったとき、その婚姻は無効でありうる。

第一五一〇条

第一四五四条に掲げた者から同意を得られなかったことによる婚姻の無効性は、第一四五四条に基づき同意できる者だけが婚姻取消を請求できる。

本条に基づく婚姻取消請求権は、その婚姻当事者が満二〇歳になった、または女が妊娠した時、行使できない。

本条に基づく婚姻取消の訴えの時効は婚姻を知った日から一年とする。

第一五一一条

判決により取り消された婚姻は、最終判決があった日に解消したものとみなす。ただしその婚姻取消を登記した場合を除き、善意の第三者の権利を損なう事由とはならない。

第一五一二条

判決による離婚の効力に係る規定を婚姻取消の効力にも準用する。

第一五一三条

婚姻の取消の訴えを起こされた当事者が無効性の事由を知っていたことが明らかであれば、その当事者はもう一方の当事者がその婚姻で受けた身体、名誉または財産の損害に対し賠償の責に任じる。このとき第一五二五条を準用する。

第一段に基づく婚姻の取消によってもう一方の当事者が貧窮し、財産または婚姻中になしていた仕事から十分な収入が得られないときは、婚姻取消の訴えを起こされた方の当事者が第一五二六条で規定された生活費を扶助する責に任じる。

第一五一四条

離婚は当事者双方の同意をもって、あるいは裁判所の判決をもってこれをなすことができる。

同意による離婚は文面により、かつ二人以上の証人の署名がなければならない。

第一五一五条

本法典に基づき婚姻を届け出たとき、同意による離婚は夫婦がその離婚を届け出た時に有効となる。

第一五一六条

離婚の訴えの事由は以下による。

(一) 夫が別の女を妻または情婦のように扶養、または遇したとき、もう一方は離婚を訴えることがで

きる。

(二)それが刑事上の過失であるかどうかに関わらず、夫または妻の悪品行で、もう一方が

(ア)著しい辱めを受けた

(イ)悪品行者の夫または妻であることによって軽蔑

憎悪の対象となった、または

(ウ)夫婦としての状態を受け入れた、または生活を共にした時に著しい損害、苦難を被ったとき、その当事者は離婚を訴えることができる。

(三)夫または妻がもう一方、またはもう一方の父母・祖父母の心身を傷つけた、虐待した、あるいは侮辱、軽蔑したとき、その程度が著しい場合、もう一方は離婚を訴えることができる。

(四)夫または妻が意図的にもう一方を一年以上遺棄したとき、もう一方は離婚を訴えることができる。

(四ノ一)夫または妻が過失により一年以上の禁固刑の確定判決を受け、もう一方がその過失に関与していない、または同意、感知していなかったとき、夫婦であることによってもう一方が著しい損害、苦難を被る事由となる場合、もう一方は離婚を訴えることができる。

(四ノ二)夫婦として通常の生活を共にできない事由により、夫または妻が自発的に連続して三年以上別居したとき、または裁判所の命令により三年以上別居したとき、双方とも離婚を訴えることができる。

(五)夫または妻が裁判所により失踪人宣告された、または住所あるいは居住地から三年以上にわたり出奔し、誰もその生死を確認できないとき、もう一方は離婚を訴えることができる。

(六)夫または妻がもう一方をしかるべく扶養しない、または夫婦関係に著しく反発する行為をなし、その行為によってもう一方が夫婦として生活に共にする状態、地位、関係を受け入れることで著しい苦難を受けたとき、もう一方は離婚を訴えることができる。

(七)夫または妻が三年以上にわたって精神異常となり、その精神異常が治る状態になく、かつ夫婦として生活を共にすることができない状態にないとき、もう一方は離婚を訴えることができる。

(八)夫または妻が品行に関する文面にした誓約を破ったとき、もう一方は離婚を訴えることができる。

(九)夫または妻がもう一方に害をもたらす重大な伝染病に罹り、その病気が慢性で治る見込みがないとき、もう一方は離婚を訴えることができる。

(一〇)夫または妻が、まったく性交できない身体状態にあるとき、もう一方は離婚を訴えることができる。

第一五一七条

第一五一六条(一)及び(二)に基づく離婚の訴えの事由は、夫または妻がその離婚の訴えの事由となる行為に同意していた、または知っていて放置していた場合、同意した、または知っていた方が離婚の訴えの事由とすることはできない。

第一五一六条(一〇)に基づく離婚の訴えの事由は、もう一方の行為によって生じたとき、そのもう一

方の離婚の訴えの事由とはならない。

第一五一六条(八)に基づく誓約違反を事由とする離婚の訴えの場合、裁判所が夫または妻の誓約の事由となった行為が取るに足らない事由であり、夫婦としての通常の生活にとって重要ではないと判断したときには、裁判所は離婚の判決を下さなくともよい。

第一五一八条

離婚の訴えの権利は、離婚の訴えの権利のある方が、離婚の訴えの事由となったもう一方の当事者の行為に対し、赦したことを示す行為をなした時に消滅する。

第一五一九条

婚姻当事者の一方が精神異常者で、離婚の事由が生じた場合、その事由が精神異常者となる前または後で生じたとしても、第二八条に基づき裁判所に精神異常者の無能力者宣告を申し立てる者が、裁判所に離婚及び財産分割の訴えを起こすこともできる。この場合、裁判所の精神異常者である婚姻当事者の無能力宣告が出ていないのであれば、同一の訴訟において裁判所に精神異常者である当事者の無能力者宣告を申し立てる。

その者が適当であると判断した時、裁判所に第一五二六条または第一五三〇条に基づく命令を下すよう申し立てることもできる。

精神異常者と見られる婚姻当事者がまだ無能力者宣告を受けていない場合、裁判所がその当事者に対し無能力者宣告する状態にないと判断すれば、その訴えを却下する。裁判所が無能力者宣告すべきであると判断したが、離婚すべきではないと判断すれば、第一四六三条に基づき保佐人に係る命令を下さずに、または別の者を保佐人に任命せずに、離婚の訴えを却下し、その婚姻当事者に無能力者宣告を下すことができる。この場合、裁判所は扶養費を定めることもできる。裁判所がその精神異常者である当事者が無能力者宣告できる状態にあり、離婚する事由もあると判断した場合、判決の中でその当事者が無能力者であること、保佐人を任命すること、離婚させることを命じる。

この場合、裁判所が離婚の訴えの事由が無能力者である婚姻当事者の離婚後の状態にふさわしくない、または状況から離婚すべきでないとは判断したときは、離婚させないことを判決することもできる。

第一五二〇条

同意による離婚の場合、夫婦はどちらがどの子の親権者(プー・チャイ・アムナート・ポックローン)となるか文面で合意する。同意していなかった、または同意できなかったときは、裁判所が裁定する。

裁判所の判決による離婚の場合、離婚訴訟を審理した裁判所がどちらがどの子の親権者となるか裁定する。裁定のための審理において裁判所がその婚姻当事者の親権を第一五八二条に基づき剥奪すべきと判断したときは、第三者をして監護者とすることもできる。このとき裁判所は子の幸福及び利益を重視する。

第一五二一条

親権者または第一五二〇条に基づく監護者が適当でない、または状況に変化があったことが明らか
なとき、裁判所は子の幸福及び利益を重視して親権者または監護者の変更を命じる権限を有する。

第一五二二条

夫婦が同意によって離婚するとき、離婚契約において夫婦の双方、または夫婦のどちらかが子の養
育費をどれだけ出すか合意する。

裁判の判決によって離婚するとき、または離婚契約において養育費の合意がないときは、裁判所が
それを定める。

第一五二三条

第一五一六条(一)に基づく事由によって裁判所が離婚判決を下した時、妻または夫は、夫または妻、
あるいはその他の女、情夫から損害賠償を受ける権利を有する。

夫は、恋愛関係において妻を貶めた情夫に損害賠償を請求することができる。妻は、恋愛関係にお
ける夫との関係を示すため公の場に現れた他の女に損害賠償を請求することができる。

夫または妻がもう一方の第一五一六条(一)に基づく行為、または同第二段に基づくその他の者の行
為を容認していた、あるいは認知していたときは、夫または妻は損害賠償を請求することはできない。

第一五二四条

第一五一六条(三)(四)または(六)に基づく離婚の事由が、責に任じる方がもう一方を耐えがたくす
る目的をもってこれをなし、離婚の訴えを起こさざるを得なくなったために生じたとき、もう一方は責に任
じる方から損害賠償を受ける権利を有する。

第一五二五条

第一五二三条及び第一五二四条に基づく損害賠償において、裁判所は状況に見合った判定をなし、
裁判所が適当と判断したところに基づき、時期を定め、一回でまたは分割での支払いを命じることがで
きる。

損害賠償しなければならない者が婚姻当事者の一方である場合、裁判所はその当事者が離婚によ
る共有財産分割で得た財産額を考慮する。

第一五二六条

離婚訴訟において、離婚事由が婚姻当事者のどちらか一方のみの過失であり、離婚によってもう一
方が財産または婚姻中になしていた職業から十分な収入が得られず、困窮したとき、もう一方は責に
任じる方に扶養費を請求できる。その扶養費について裁判所は、支払う方の能力及び受け取る方の境
遇を考慮し、その額を決める、または扶養費請求を却下することができる。このとき、第一五九八ノ三
九条、第一五九八ノ四〇条、及び第一五九八ノ四一条を準用する。

扶養費請求権はその離婚訴訟において訴えでなかった、または主張しなかったとき消滅する。

第一五二七条

離婚が第一五一六条(七)に基づく精神異常、または第一五一六条(九)に基づく重い伝染病を事由とするときは、婚姻当事者のもう一方は第一五二六条を準用し、それに基づき扶養費を計算することによって、精神異常、伝染病である方へ扶養費を支払わなければならない。

第一五二八条

扶養費を受け取る方が新たに婚姻したとき、扶養費を受ける権利は消滅する。

第一五二九条

第一五一六条(一)(二)(三)または(六)、あるいは第一五二三条における事由に依拠した訴えの権利は、訴える者が自己の訴えの事由とする事実を知った、または知りえた日から一年が経過した時、消滅する。

離婚を訴えることができなくなった事由は、他の事由に依拠した離婚訴訟を補完することができる。

第一五三〇条

離婚訴訟が審理中の間に、当事者の申立てがあったとき、裁判所は住居の共有財産、夫婦の扶養、及び子の監護などについてしかるべき措置を一時的に命じることができる。

第一五三一条

法律に基づき届け出た婚姻において、婚姻当事者双方の同意による離婚は、離婚を届け出た日より効力を有する。

判決による離婚は、確定判決があったときから効力を有するが、それを届出するまでは善意の第三者の権利には影響を及ぼさない。

第一五三二条

離婚した時、夫婦の資産を分割する。

ただし夫婦の間で、

(ア)双方の合意による離婚であるときは、離婚を届け出た時点で現存する夫婦の財産を分割する。

(イ)裁判所の判決による離婚であるときは、夫婦の財産を定めた判決は離婚の訴えのあった日まで遡って効力を有する。

第一五三三条

離婚した時、共有財産の分割は男と女で均等分とする。

第一五三四条

婚姻当事者の一方が一方的な利益のために売却した共有財産、またはもう一方の当事者に損害を与える意図から売却した共有財産、あるいは法律でもう一方の婚姻当事者の同意が定められているにもかかわらず同意を得ずに売却した共有財産、意図的に損壊させた共有財産は、第一五三三条に基づく共有財産の分割のためにまだ残存しているものとみなす。婚姻当事者のもう一方が共有財産分割後に受け取るべき額に満たないときは、売却した、または意図的に損壊した方が自己の特有財産または個人財産からこれを補償する。

第一五三五条

婚姻を解消した時、共同責任にある債務については均等分してそれぞれ責に任じる。

第二編

親子

第一章

親

第一五三六条

婚姻中に生まれた子、または婚姻解消後三〇日以内に生まれた子は、夫または夫だった男の合法的な子と推定する。

婚姻の無効を示す裁判所の確定判決前、または確定判決日から三〇日以内に生まれた子にも第一段の内容を適用する。

第一五三七条

女が第一四五三条に違反して新たに婚姻し、婚姻解消日から三〇日以内に子を産んだ場合、その女が生んだ子は新たに夫となった男の合法的な子と推定し、元夫の合法的な子とする第一五三六条の推定は適用しない。このとき新たな夫の合法的な子ではないとする裁判所の判決があったときはその限りではない。

第一五三八条

男または女が第一四五二条に違反して婚姻した場合、その違反した婚姻中に生まれた子は、夫として後に婚姻を届け出た男の合法的な子であると推定する。

女が第一四五二条に違反して婚姻した場合、確定判決で夫として後に婚姻を届け出た男の合法的な子でないことが示されたときは、第一五三六条の推定を適用する。裁判所が第一四五二条違反のために婚姻を無効とする確定判決を下した日から三〇日以内に生まれた子にも第一段の内容を適用する。

第一五三九条

第一五三六条、第一五三七条、または第一五三八条に基づき夫である、または夫だった男の合法的な子であると推定した場合、夫である、または夫だった男は、その子とその母親を共に被告として訴え、子の出生前一八〇日から三一〇日間の妊娠期に生活を共にしていなかった、あるいはその他の事由により自己が子の父親になれないことを証明することで、その子を自分の子として否認することができる。

ただし訴えを起こした時点で子の母親が死亡していたときは、子一人を被告として訴えることができる。子が死亡していたときは、母親が活着しているかどうかに関係なく、その子が自己の子でないことを裁判所に申し立てることができる。子の母親、または子の相続人が生存している場合は、裁判所は申し立ての謄本を送付し、適当と判断すれば裁判所は子に代わって訴訟手続きをするため検察にも申し立ての謄本を送付することができる。

第一五四〇条(廃止)

第一五四一条

夫である、または夫であった男は、自己の子として出生届を出した者である、またはその届出を準備した、または容認したことが明らかであれば、第一五三九条に基づく子の否認の訴えを起こすことはできない。

第一五四二条

夫または夫であった男は、子の否認のための訴えを子の出生を知った日から一年以内に起こさなければならない。ただし子の出生日から一〇年が経過した時は訴えることはできない。

第一五三七条に基づき新たな夫、または第一五三八条に基づき後の婚姻における夫の合法的な子でないことを示す裁判所の判決があった場合、第一五三六条に基づき合法的な子であると推定される夫である、または夫であった男が子の認知を取り消したいときは、確定判決があったことを知った日から一年以内に訴えなければならない。

第一五四三条

夫である、または夫であった男が、子の否認の訴えを起こし、訴訟が終結する前に死亡した場合、子と共に相続権を有する者、またはその子の出生によって相続権を失う者は、夫である、または夫であった男に代わって訴訟当事者になることができる、あるいは訴訟当事者として召喚される。

第一五四四条

子の否認の訴訟において、子と共に相続権を有する者、またはその子の出生によって相続権を失う者は、以下の場合に訴えることができる。

- (一) 夫である、または夫であった男が訴えの時効前に死亡した。

(二)子が夫である、または夫であった男の死亡後に生まれた。

(一)の場合の子の認知取消の訴えは、夫である、または夫であった男の死亡から六か月以内に訴えなければならない。(二)の場合の子の否認の訴えは、子の出生を知った日から六か月以内に訴えなければならない。ただしどの場合でも、子の誕生日から一〇年が経過した時、訴えることはできない。

第一五三九条を第一段に基づく子の否認の訴えに準用する。

第一五四五条

子についての事実関係が明らかになり、自己が自己の母親の夫である男の直系の子孫でないことが明らかになった時、子はその男の合法的な子を決める訴えを検察に対して申し立てることができる。

第一段に基づく訴えにおいて、子が成年になる前に母親の夫である男の子でないことを知ったときは、検察は子が成年になった日から一年が経過した時、訴えることはできない。ただし子が成年後にその事実を知ったときは、子がそれを知った日から一年が経過した時、検察は訴えることはできない。

どんな場合でも子が成年に達した日から一〇年が経過した時、子であるかどうかを決める訴えを起こすことはできない。

第一五四六条

男と婚姻していない女から生まれた子は、その女の合法的な子であるものとみなす。

第一五四七条

婚姻していない両親から生まれた子は、両親が後に婚姻した時、または父親が子として届け出た時、あるいは裁判所が子であることを判決した時、合法的な子となる。

第一五四八条

父親は子及び子の母親の承諾を得た時に合法的な子として届け出ることができる。

子及び子の母親が出頭せず、登記官の面前で承諾しなかった場合、登記官は父親の届出を子及び子の母親に通知する。子及び子の母親が通知が届いてから六〇日以内に反対しなかった、または承諾しなかったときは、子または子の母親は承諾しなかったものと推定する。子または子の母親がタイ国外にいるときはその期間を一八〇日に延ばす。

子または子の母親が届出人が父親でないと反対した、または承諾しなかった、あるいは承諾できなかった場合、子の認知の届出は裁判所の判決によらなければならない。

裁判所が父親の子の認知届出を判決し、父親が判決文をもって登記官に届け出た時、登記官はこれを登記する。

第一五四九条

登記官が第一五四八条に基づき合法的な子としての認知の届出を子及び子の母親に通知した時、

子または子の母親が第一五四八条に基づき子の認知の届出に反対したかどうかに関わらず、その通知が子または子の母親に届いた日から九〇日を超えない範囲での期限内に、子または母親は登記官に届出人が親権者としてまったく、または一部ふさわしくない旨を記録するよう通知することができる。

第一段に掲げた子または子の母親の通知があった時、第一五四八条に基づく子の認知の届出が登記されていたとしても、父親は、裁判所が子の父親に親権の全部または一部を行使させる判決を出すまで、あるいは子または子の母親が裁判所に届出人の親権者として不適格者であることを判決するよう申し立てずに、登記官に届出人の親権者としての不適格を通知した日から九〇日が経過するまで、子または子の母親が親権者として全部または一部ふさわしくないと通知したところに基づき、親権を全部または一部行使できない。

裁判所が、子の認知の届出人が親権の全部または一部を行使する者として不適格であることを判決する訴訟において、裁判所は親権者または監護者となる者を任命することもできる。

第一五五〇条(廃止)

第一五五一条

子を認知した届出人が子の父親でないとする異議がある場合、認知の届出人が裁判所に子の父であることを判決するよう訴えた時、子または子の母はその裁判において、その認知の届出人が子の父であったとしても、親権の一部または全部を行使するのに不適格者であることを判決するよう裁判所に申し立てることができる。この場合、第一五四九条第三段の内容を準用する。

第一五五二条

子に母親がいない、またはいたとしても親権の一部あるいは全部を剥奪されており、かつ子の認知の届出前に裁判所が別の者を監護者任命していたときは、子の認知を合法的になした父親は裁判所に監護者の権限の一部または全部の取消と、自己を親権者とするよう申し立てることができる。裁判所が監護者よりも父親を親権者としたほうが子の幸福及び利益のためになると判断したときは、監護者の権限の一部または全部を取り消し、父親を親権者とする命令を下すことができる。

第一五五三条(廃止)

第一五五四条

利害関係人は、届出人が父親でないことを事由に、子の認知の届出の取消を裁判所に申し立てることができる。ただしその届出を知った日から三か月が経過した時、申し立てできない。また届出日から一〇年が経過した時、申し立てできない。

第一五五五条

合法的な子の認知の訴えは以下の場合においてこれをなすことができる。

(一)母である女が妊娠できる期間中において、非合法にその女を連行または監禁し、強姦があった時

(二)母である女が妊娠できる期間中において、その女と恋愛関係となって駆け落ちした、または騙して性交した時

(三)その子が自己の子であることを示す父の書類がある時

(四)父が出生届出人であること、またはその届出を承知していた証拠があり、その子が自己の子であることが出生届に明らかである時

(五)母である女が妊娠できる期間中に、父母が公に同居していた時

(六)母である女が妊娠できる期間において、その女と性交し、かつその子が他の男の子ではないという信じられる事由がある時

(七)ずっと子であることが公知されてきた状況がある時

ずっと子であることが公知されてきた状況は、父が子に教育を授けた、子を養育した、子が自己の姓を名乗ることを容認した、またはその他の事象など、父と子の関係を示す事実関係を検討する。

以上に掲げてきた場合において、男がその子の父でありえないことが明らかであれば、訴えを棄却する。

第一五五六条

子が未成年である間の認知の訴えは、子が一五歳未満であれば、子の法定代理人が代わりに訴える。子に法定代理人がない、またはいてもその義務を果たせない場合は、子の近い親族あるいは検察官が裁判所に対し、その子に代わりその裁判のみ義務を果たす代理人の選任を申し立てることができる。

子が満一五歳になった時、子が自ら訴えなければならない。このとき法定代理人の承諾は必要としない。

子が成年である場合、成年になった日から一年以内に訴えなければならない。

子が認知の訴えを起こす権利がある間にその子が死亡した場合、その子の直系卑属は認知を訴えることができる。子の直系卑属がその子の死亡日前に認知を求める事由を知っていたとき、その子の死亡日から一年以内に訴えなければならない。その子の死亡日後に認知を求める事由を知ったときは、その事由を知った日から一年以内に訴えなければならない。ただしその子の死亡日から一〇年以内でなければならない。

子の直系卑属が未成年である間の認知の訴えは、第一段及び第二段の内容を準用する。

第一五五七条

第一五四七条に基づく合法的な子であることは、以下の時点から効力を有する。

(一)父母が後に婚姻した場合は婚姻日から

(二)父が認知の届出をした場合は届出日から

(三)裁判所が認知の判決を下した場合は確定判決日から。ただし、このとき、判決に基づき認知の

届出をした場合を除き、善意の第三者の権利を害することはできない。

第一五五八条

相続の時効期限までに訴え出た死亡者の子の認知の訴えは、裁判所がその子を死亡者の子であることを認知したとき、その子は法定相続人として相続する権利を有する。

相続の分割がすでになされていた場合は、本法典の不当利得の規定を準用する。

第一五五九条

子の認知を届け出た時、その認知を取り消すことはできない。

第一五六〇条

判決により後に無効となった婚姻中に出生した子は合法的な子であるものとみなす。

第二章

親子の権利と義務

第一五六一条

子は父の姓(チューサクン)を使用する権利を有する。

父が明らかでない場合は母の姓を使用する権利を有する。

第一五六二条

自らの直系先祖(ブッパカーリー / 父母・祖父母・曾祖父母)を民事または刑事訴訟で訴えることはできない。ただしその者自身またはその者の近い親族が申し立てた時、検察官が当該の件で起訴することができる。

第一五六三条

子は父母を扶養しなければならない。

第一五六四条

父母は子を扶養し、子が未成年の間しかるべき教育を与えなければならない。

父母は成年に達したが虚弱で自活できない子を扶養しなければならない。

第一五六五条

子の養育費、またはその他の養育の請求は、第一五六二条に基づく検察官の起訴のほか、父または母がその訴えを起こすことができる。

第一五六六条

成年に達していない子は父母の親権の下に置かれる。

以下の場合、父または母が親権を行使する。

- (一) 母または父が死亡した
- (二) 母または父の生死が不明である
- (三) 母または父が裁判所から無能力者または準無能力者の宣告を受けた。
- (四) 母または父が痴呆により病院で入院治療を受けなければならない
- (五) 裁判所が父または母に親権があることを命じた
- (六) 法律が合意できると規定したところにより父及び母が合意した。

第一五六七条

親権者は以下の権利を行使する。

- (一) 子の居所を定める
- (二) 訓育のためのしかるべき懲戒をなす
- (三) 能力及び分相応の適性に基づく職業を営ませる
- (四) 非合法に子を拘留している別の者から子を取り戻す

第一五六八条

子を連れ去った者が別の者と婚姻した時、その子に対する親権はその子を連れてきた者にある。

第一五六九条

裁判所が子に無能力者または準無能力者宣告を下した場合、親権を行なう者が法定代理人であるときは親権を行なう者が後見人(プー・アヌバーン)または保佐人(プー・ピタック)になる。

第一五六九ノ一条

未成年者が裁判所により無能力者の宣告を受け、裁判所が親権を行なう者または後見人でない別の者を保佐人に選任した場合、その選任命令が出た時点で親権を行なう者または後見人はその地位を失う。

成年に達し、かつ配偶者のいない者が裁判所により無能力者または準無能力者の宣告を受けた場合、父母、あるいは父または母が後見人になる。ただし裁判所が別段の命令を下したときはその限りではない。

第一五七〇条

第一五六六条または第一五六八条に基づく親権を行なう者の出した通知、あるいは受け取った通知は、子の出した通知、あるいは受け取った通知とみなす。

第一五七一条

親権は子の財産の管理も含み、管理に当たっては能力者がするように注意をもってこれをなさなければならない。

第一五七二条

親権を行なう者は子の同意を得ずに、子の行為を目的とする債務を生じさせてはならない。

第一五七三条

子に収入があるとき、その金銭をまず養育費、教育費に使用する。残りは親権を行なう者が子に渡すため保全しなければならない。ただし親権を行なう者に身分相応の生活を送るための十分な収入がないときは、その残金をしかるべく使用することができる。ただしその金銭が、親権を行なう者がその財産から利益を得てはならないとする条件付きで、無償または遺言によって与えられたものであるときはその限りではない。

第一五七四条

以下の未成年者の財産に係る法律行為は、親権を行なう者が裁判所の承認なしにこれをなしてはならない。

(一) 不動産または抵当権を設定できる動産の売却、交換、預売、リース、抵当権設定、抵当権の解除または移転

(二) 不動産に係る未成年者の物権の一部または全部を終了させる行為

(三) 不動産における要役義務、居住権、地上権、収穫権、付帯義務の生起、または不動産上の物権の生起

(四) 不動産または抵当権を設定できる動産における物権として得た請求権、あるいはそうした未成年者の財産上の物権を解除する請求権の一部または全部の消失

(五) 三年を超える不動産の賃貸

(六) (一) (二) または (三) に基づく効力を生じさせる義務の生起

(七) 金銭の借入

(八) 無償の贈与。ただし未成年者の身分に相応な慈善、社交、徳行のために未成年者に代わり抛出したときはその限りではない。

(九) 条件または付帯義務付の無償贈与の受取、あるいは無償贈与の拒否

(一〇) 未成年者に債務弁済の強制する保証、または未成年者をして他人の債務履行、または他人を代行して債務履行の受取人とする法律行為をなすこと

(一一) 第一五九八 / 四条 (一) (二) または (三) で規定した場合を除く投資

(一二) 和解

(一三) 調停申立

第一五七五条

親権を行なう者、または親権を行なう者の配偶者あるいは子の利益と、未成年者の利益が相反する行為は、親権を行なう者がその行為の前に裁判所の承認を得なければならず、そうでないときは無効となる。

第一五七六条

第一五七五条に基づく親権を行なう者の利益、または親権を行なう者の配偶者あるいは子の利益には以下の行為における利益も含む。

- (一) その者が社員となっている合名会社との行為における利益
- (二) その者が無限責任社員となっている合資会社との行為における利益

第一五七七条

遺言または無償贈与により未成年者に財産を与える者は、見成年者が成年になるまで、親権を行なう者とは別の者を管理者とする条件をつけることができる。その管理者は財産を与えた者が指名した者でなければならない。指名されていないときは裁判所が任命する。ただし財産の管理は第五六条、第五七条、第六〇条の規定下に置かれる。

第一五七八条

未成年者が成年に達したことにより親権が消滅した場合、親権を行なう者は速やかに管理する財産、及び管理目録を成年となった者に移管しなければならない。財産の管理に係る書類があればその書類も帳簿とともに移管する。

第一段に掲げた理由以外により親権が消滅した場合は、財産、目録、財産管理関係書類を親権を行なう者、あるいはもしいれば後見人に移管する。

第一五七九条

婚姻当事者の一方が死亡し、かつ当事者間の子があり、もう一方の当事者が新たに婚姻する場合、その当事者が正当に子に分与された財産を占有したときは、その子が管理できるようになった時、その財産を移管することができる。あるいはそうでなければ、適当な時期が来た時にその子に移管するために自ら保管することができる。ただしその財産が第四五六条に掲げた種類の財産である、または重要書類のある財産であるときは、その書類に子の名を所有者として記す。これら管理をするまでその婚姻当事者は婚姻することはできない。

しかるべき事由のある場合、裁判所はその婚姻当事者に先に婚姻するよう命じることできる。裁判所のその命令は、婚姻後に婚姻当事者が財産を分割し、定められた期間中、第一段の内容に基づく財産管理目録を作成することも明記する。

婚姻当事者が第一段に基づく行為をしなかった場合、または第二段に基づく裁判所命令に違反した場合は、裁判所がそれを知った時、または未成年者の親族あるいは検察官が申し立てた時、裁判所

はその婚姻当事者から親権を剥奪することを命じる権限を有する。あるいは婚姻当事者の費用負担で、ある者に目録を作成させ、当該書類に子の名を所有者として記載させるよう命じる権限を有する。

本章の規定に資するため、死亡した婚姻当事者、または双方とも生存中の婚姻当事者の養子は、その婚姻当事者から生まれた子であるものとみなす。

第一五八〇条

成年に達した未成年者は、第一五七八条に基づく財産、目録、書類を受け取った時、親権を行なう者、または後見人に対しその財産の管理を認証することができる。

第一五八一条

未成年者と親権者の間の財産をめぐる訴訟は、親権が消滅してから一年が経過した時、訴えることはできない。

子が未成年である時に親権が消滅したときは、第一段における時効の起点は未成年者が成年に達した、または法定代理人が選任された時とする。

第一五八二条

親権を行なう者が、裁判所の宣告による無能力者または準無能力者であるとき、あるいは不当に未成年者に対する親権を行使した、凶暴なふるまいをなしたとき、裁判所は自らの判断により、または未成年者の親族、検察官の申し立てにより親権の一部または全部を剥奪することができる。

親権を行なう者が破産した、または未成年者の財産管理で損害をもたらす恐れがあるとき、裁判所は第一段の方法により財産管理権限を剥奪することもできる。

第一五八三条

親権の一部または全部を剥奪された者は、前条に掲げた当該事由がなくなり、自己または未成年者の親族が申し立てたとき、裁判所は親権を元に戻すことができる。

第一五八四条

親権を行なう者がその親権の一部または全部を剥奪されることは、その者の法律に基づく未成年者の扶養義務を解除する事由とはならない。

第一五八四／一条

父または母は、誰が親権者または後見人であっても、自己の子に状況に応じ連絡することができる。

第三章

後見

第一五八五条

未成年者で、かつ父母がいない、または父母が親権を剥奪されている者には、未成年者である間、後見人(プー・ポックローン)を置くことができる。

第一五八二条第一段に基づき親権を行なう者がその親権の一部を剥奪された場合、裁判所は親権を行なう者が剥奪された親権の部分について後見人を選任することができる。または第一五八二条第二段に基づき親権を行なう者が財産管理権限を剥奪された場合、裁判所は財産管理のため後見人を選任することができる。

第一五八六条

第一五八五条に基づく後見人は、未成年者の親族、検察官、または父または母が遺言によって後見人に指名した者が申し立てた時、裁判所の命令によって選任する。

第一五九〇条の規定下に後見人の選任は、遺言の定めがあるときはその定めに従い裁判所が選任する。ただしその遺言が無効である、または遺言で指名された者が第一五八七条によって後見人になることができない者であるときはその限りではない。

第一五八七条

以下を除く成人者は後見人に選任されることができる。

- (一) 裁判所が無能力者または準無能力宣告した者
- (二) 破産者
- (三) 未成年者または未成年者の財産の管理に適さない者
- (四) 未成年者、その直系父祖、または父母を同じくする兄弟姉妹、あるいは父か母を同じくする兄弟姉妹と訴訟中、もしくはかつて訴訟した者
- (五) 死亡した父または母が後見人とさせない者として文面で指名した者

第一五八八条

裁判所が後見人に選任した者が第一五八七条に基づく後見人になることができない者であるとき、裁判所がそれを知った時、または利害関係者あるいは検察官が申し立てた時、裁判所は後見人選任を取り消し、状況に応じ以後の後見人に係る命令を下す。

第一段に基づく後見人選任の取消は、善意の第三者の権利には影響しない。ただし後見人選任の取消が第一五八七条(一)または(二)に基づく者であった場合、第三者が善意であってもなくても、後見人の行為は未成年者を拘束しない。

第一五八九条(廃止)

第一五九〇条

後見人は複数であってもかまわない。遺言で複数の後見人を指名している場合、またはしかるべき

事由に基づく申立人がいる場合、裁判所は適当と判断した人数だけ後見人を選任する権限を有する。複数の後見人を選任する場合、裁判所はそれら後見人に対し共同で管理させることも、一人ずつ権限を定めることもできる。

第一五九一条

後見人であることは裁判所の選任を知った日から始まる。

第一五九二条

後見人は遅滞なく裁判所の選任を知った日から三か月以内に被後見人の財産目録を作成する。ただし後見人は期限がくる前に、裁判所に対し期限の延長を申し立てることもできる。

その目録には二人以上の内容保証人がいなければならない。保証人は成年者で、被後見人の親族でなければならないが、親族を探すことができないときは別の者を保証人とすることができる。

第一五九三条

後見人は財産目録作成を終えた日から一〇日以内に目録の謄本を一部裁判所に提出する。裁判所は後見人に補足説明、またはその目録が正しいことを示す書類を提出するよう命じることができる。

裁判所が目録提出日、または補足説明日、あるいは関係書類提出日から一五日以内に別段の命令を出さなかったときは、裁判所がその目録を容認したものとみなす。

第一五九四条

後見人が第一五九二条または第一五九三条に規定したところに基づき財産目録を作成なかった、または財産目録を提出しなかった、あるいは第一五九三条に基づく裁判所の命令に従わなかった、あるいは重大な過失または悪意によってなされたために、もしくは後見人の能力欠如が明らかのために、裁判所がその財産目録を容認しなかったとき、裁判所はその後見人を解任することができる。

第一五九五条

裁判所がその財産目録を容認するまで、後見人は急迫の必要がある行為を除き、行為をなすことができないが、その行為禁止をもって善意の第三者に対抗することはできず、対価を支払うことはできない。

第一五九六条

後見人が被後見人に対し債権を有し、または債務を負うとき、後見人は財産目録作成に着手する前に裁判所にこれを申し出る。

後見人が被後見人に対し債権を有していることを知っていながら、裁判所にこれを申し出なかったときは、後見人の債権は失われる。

後見人が被後見人に対し債務を負っていること知っていながら、裁判所にこれを申し出なかったとき

は、裁判所はその後見人を解任することができる。

第一五九七条

裁判所が適当と判断した時、または利害関係者あるいは検察官が申し立てた時、裁判所は後見人に以下を命じることができる。

- (一) 被後見人の財産管理における、その財産返還までの適当な担保提供
- (二) 被後見人の財産現況の発表

第一五九八条

後見中、被後見人が相続または無償の贈与により有価財産を得たときは、第一五九二条から第一五九七条までを準用する。

第一五九八ノ一条

後見人は後見人になった日から、財産目録を作成し、裁判所に一年に一回提出する。ただし裁判所が最初の年の目録を受領した時、目録の提出を一年を超える期間に一回提出するよう命じることができる。

第一五九八ノ二条

後見人は第一五六四条第一段及び第一五六七条に基づく親権者と同じ権利及び義務を有する。

第一五九八ノ三条

後見人は被後見人の法定代理人とする。

第一五七〇条、第一五七一条、第一五七二条、第一五七四条、第一五七五条、及び第一五七七条を後見人と被後見人にも準用する。

第一五九八ノ四条

被後見人の収入は、後見人が被後見人の養育、教育のために使用することができる。残額があれば以下の件についてのみ利益を追求するために使用する。

- (一) タイ政府債、またはタイ政府が保証した債券の購入
- (二) 第一順位における不動産の預売または抵当権の引受。ただし預売または抵当権の引受額はその不動産の市価の半分以上を超えてはならない
- (三) 法律によって設立された銀行、または王国内での営業を許可された銀行への定期預金
- (四) 裁判所が特別に許可したその他の投資

第一五九八ノ五条

被後見人が分別を知り、満一五歳以上であれば、後見人が重要な行為をなす際、被後見人と行為前

に協議する。

被後見人の同意は後見人の責任を免除するものではない。

第一五九八ノ六条

後見は被後見人が死亡した、または成年に達した時、終了する。

第一五九八ノ七条

後見人が以下の状態になった時、後見人であることは終了する。

- (一) 死亡した
- (二) 裁判所の承認をもって辞任した
- (三) 無能力者または準無能力者となった
- (四) 破産者となった
- (五) 裁判所によって解任された

第一五九八ノ八条

裁判所は以下の場合に後見人を解任する。

- (一) 後見人が義務を果たさなかった
- (二) 後見人が義務において重大な過失をおかした
- (三) 後見人が不当な権限行使をした
- (四) 後見人が義務に相応しくない不行跡をなした
- (五) 後見人が義務遂行能力を欠き、被後見人の利益に危害が及ぶ恐れが生じた
- (六) 第一五八七条(三)(四)または(五)に規定した場合

第一五九八ノ九条

第一五九八ノ八条に基づく後見人の解任の申立は、満一五歳以上の被後見人、被後見人の親族、または検察官が申立人となる。

第一五九八ノ一〇条

後見人の解任の申立を審理中の間、裁判所は後見人に代わって被後見人の財産を管理させる臨時管理人を選任することができる。

第一五九八ノ一一条

後見または後見人であることが終了したとき、後見人またはその相続人は遅滞なく管理する財産を被後見人、またはその相続人、あるいは新任の後見人に引き渡し、六か月以内に引き渡した財産の目録を作成する。財産管理に係る書類があるときは目録と共に引き渡す。期限は後見人またはその相続人が申し立てた時、裁判所は延長することができる。

ここに第一五八〇条及び第一五八一条を準用する。

第一五九八ノ一二条

後見人が被後見人に、または被後見人が後見人に返還しなければならない金額の利息計算は財産目録の引渡日から開始する。

後見人が被後見人の利益のために使用した場合を除き、被後見人の金銭を使用したとき、その使用日から以後、その金額に対し年一五%の利息を支払う。

第一五九八ノ一三条

被後見人は後見人の債務不履行分に対し、後見人のすべての財産上の優先権を有する。

この優先権は本法典の第二五三条に基づくその他一般優先権において第六位に置く。

第一五九八ノ一四条

後見人は以下の場合を除き、報酬を得る権利がない。

(一)遺言に後見人が受けるべき報酬の定めがある。この場合、後見人は遺言に定められた報酬を受ける。

(二)遺言で報酬を定めていないが、後見人が報酬を得ることを禁じていない場合、後見人は裁判所に報酬を定めるよう申し立てることができ、裁判所は報酬の有無、報酬の多寡を定めることができる。

(三)遺言に後見人の選任を命じていない上、後見人が報酬を得ることを禁じていない場合、裁判所は後見人の選任命令の中で報酬を定めることができる。あるいは裁判所が定めなかったとき、後見人が事後に裁判所に対して報酬を定めるように申し立てることができ、裁判所は報酬の有無、報酬の多寡を定めることができる。

報酬を定めるにあたって裁判所は、状況、後見人及び被後見人の収入、現在の身分を考慮する。

後見人または被後見人が、後見人となった後に後見人または被後見人の状況、収入、現在の身分が変化したことを示すことができれば、裁判所は報酬を取り止める、減額、増額する、あるいは報酬を復活させることを命じることができる。これらは、後見人の報酬を禁じた遺言の定めがある場合にも適用する。

第一五九八ノ一五条

裁判所が夫または妻を無能力者宣告し、妻または夫を保佐人に選任した場合、親権を行なう者の権利と義務の内容規定を準用する。ただし第一五六七条(二)及び(三)はその限りではない。

第一五九八ノ一六条

裁判所が無能力者宣告した婚姻当事者の保佐人となった婚姻当事者は、もう一方の当事者の特有財産の管理権を有すると共に、単独で共有財産を管理する権限も有する。ただし第一四七六条第一

段に掲げた場合に基づく特有財産及び共有財産の管理は、その当事者が裁判所から許可を得ずに管理することはできない。

第一五九八ノ一七条

裁判所が夫または妻を無能力者宣告し、かつ婚姻当事者を保佐人とするのは適当でないと判断し、父または母あるいは第三者を選任した場合、保佐人はその婚姻当事者と共同で共有財産の管理に当たる。ただし無能力者に損害をもたらす事由があるときは、裁判所が別段の命令を下すこともできる。

第一段に基づく場合に婚姻当事者は共有財産の分割を裁判所に申し立てる権利を有する。

第一五九八ノ一八条

父母がその子の保佐人である場合、その子がまだ未成年であれば親権を行なう者の権利と義務の内容規定を準用する。ただしその子が成年であれば後見人の権利と義務の内容規定を準用する。ただし第一五六七条(二)及び(三)に基づく権利はその限りではない。

父母または婚姻当事者でない者が保佐人である場合は、後見人の権利と義務の内容規定を準用するが、被保佐人が成年になっていれば第一五六七条(二)及び(三)に基づく権利は行使できない。

第四章

養子

第一五九八ノ一九条

人は二五歳以上であれば養子(ブット・ブンタム)をすることができる。ただし養親は養子よりも一五歳以上年長でなければならない。

第一五九八ノ二〇条

養子となる者が一五歳以上であれば、養子となるに当たってその承諾がなければならない。

第一五九八ノ二一条

未成年者を養子にするについては、養子になる者の父及び母からの承諾を得た時にこれをなすことができる。父または母が死亡した、あるいは親権を剥奪されている場合は、親権を有する母または父から承諾を得なければならない。

第一段に基づく承諾を与える権限を有する者がいない、あるいはいたとしても父または母の一方、もしくは双方が承諾の意思を示すことができず、かつ承諾を与えないことが適当な事由を欠いており、かつ未成年者の健康、繁栄または福祉に反しているとき、父または母、養子を意図するもの、あるいは検察官が裁判所に第一段に基づく承諾に代え許可するよう申し立てることができる。

第一五九八ノ二二条

未成年者を養子にするに当たっては、その未成年者が捨て子で、児童福祉保護法に基づく児童福祉施設の保護下にあるとき、福祉施設が父及び母に代わって承諾者となる。福祉施設が承諾しなかったときは、第一五九八／二一条第二段を準用する。

第一五九八／二三条

未成年者が捨て子でなく、児童福祉保護法に基づく福祉施設の保護下にあるとき、父及び母、あるいは母または父が死亡した、もしくは親権を剥奪された場合は父または母が、当該福祉施設を自己に代わる未成年者を養子にするときの承諾権限者として書面で委任する。この場合、第一五九八／二二条を準用する。

第一段に基づく委任状は、未成年者がその福祉施設の養育下にあるうちは撤回できない。

第一五九八／二四条

第一五九八／二二条または第一五九八／二三条に基づく場合で、福祉施設が承諾しないときは、養子を意図する者が裁判所に福祉施設に代わって許可するようする申し立て、裁判所がその申し立てに基づき許可した時、その福祉施設の養育保護下にある未成年者を養子にすることができる。

第一五九八／二五条

養子をする者、または養子になる者に配偶者がいるときは、事前に配偶者から承諾を得なければならない。配偶者が承諾しそうもない、住所、居所から失踪し、一年以上行方不明になっているときは、裁判所にその配偶者に代わって許可するよう申し立てなければならない。

第一五九八／二六条

養子である未成年者は同時に複数の者の養子であることはできない。ただし養親である婚姻当事者の養子であるときはその限りではない。

婚姻当事者の一方が、もう一方の養子である未成年者を自己の養子として届け出るとき、すでに養親である婚姻当事者から承諾を得なければならない。このとき第一五九八／二一条を適用しない。

第一五九八／二七条

法律に基づきその縁組を届け出た時、養子縁組は有効となる。ただし養子となる者が未成年者であるときは、その前に養子縁組法に基づき行動しなければならない。

第一五九八／二八条

養子はその養親の嫡出子と同一の身分を有する。ただし出生した家族における権利と義務はなくなる。この場合、生んだ父母は子が養子となった時から親権を失う。

本巻の第二編第二章の規定をここに準用する。

第一五九八／二九条

養子縁組は、その養子縁組によって法定相続人としての身分における養子の遺産相続権を生じさせない。

第一五九八／三〇条

配偶者または直系尊属のいない養子が養親よりも先に死亡したとき、養親は養子の相続財産から債務を弁済した後の残りの部分に対し、自己が養子に贈与した財産の返還請求権を有する。

第一段に基づく権利の請求訴訟は、養親が養子の死亡を知った日、または知り得た日から一年が経過した時、あるいは養子が死亡した日から一〇年が経過した時、これを訴えることはできない。

第一五九八／三一条

養子の離縁は、養子が成年に達していれば、養親と養子の合意により、いつでもこれをなすことができる。

養子が成年に達していないときは、離縁は父及び母の承諾を得られた時にこれをなすことができる。このとき第一五九八／二〇条及び第一五九八／二一条を準用する。

第一五九八／二一条第二段、第一五九八／二二条、第一五九八／二三条、第一五九八／二四条、または第一五九八／二六条第二段に基づき未成年者を養子とした場合は、養子がまだ成年に達していなければ、離縁は利害関係者または検察官の申立により裁判所命令があった時、これをなすことができる。

離縁は法律に基づき届け出た時有効となる。

第一五九八／三二条

養子縁組は第一四五一条に違反した婚姻があった時、取り消される。

第一五九八／三三条

養子縁組の取消訴訟は以下の時に訴えることができる。

(一) 刑事過失であるかどうかを問わず、一方の当事者の凶暴行為がもう一方に著しい羞恥をもたらす、激しいストレスを与える、あるいは損害を受ける、激しい苦痛を与える事由となったとき、もう一方は取消訴訟を起こすことができる。

(二) 一方がもう一方またはその父祖を著しく侮辱した、または軽侮したとき、もう一方は取消訴訟を起こすことができる。養子がそうした行為を養親の配偶者に対してなしたときは、養親は取消訴訟を起こすことができる。

(三) 一方がもう一方またはその父祖に害を加え、心身に著しい危険を及ぼす事由となり、その行為が刑事罰のある過失であったとき、もう一方は取消訴訟を起こすことができる。

(四) 一方がもう一方を扶養しなかったとき、もう一方は取消訴訟を起こすことができる。

(五) 一方がもう一方を一年を超えて遺棄したとき、もう一方は取消訴訟を起こすことができる。

(六)一方が不注意による過失を除き、三年を超える拘禁刑の確定判決を受けたとき、もう一方は取消訴訟を起こすことができる。

(七)養親が父母としての義務に違反し、その行為が第一五六四条、第一五七一条、第一五七三条、第一五七四条または第一五七五条に違反する、あるいは従わず、養子に著しい損害を与える、または与えると思われる事由であるとき、養子は取消訴訟を起こすことができる。

(八)養親が親権を剥奪され、その剥奪によりその者が養親として相応しくないと判断できる事由となるとき、養子は取消訴訟を起こすことができる。

(九)(廃止)

第一五九八ノ三四条

養子縁組取消を申し立てる者が取消の事由となる事実関係を知った、または知り得た日から一年が経過した時、あるいはその事由が生じてから一〇年が経過した時、養子縁組の取消訴訟を起こすことはできない。

第一五九八ノ三五条

養子縁組取消の訴えにおいて、養子が満一五歳未満であるとき、その生みの父母が代わりに訴えることができる。ただし養子が満一五歳以上であれば、誰の承諾を得なくとも自ら訴えることができる。

第一段に基づく場合、検察官が養子に代わり訴えることもできる。

第一五九八ノ三六条

裁判所の判決による養子縁組の取消は、確定判決時に効力が生じるが、善意の第三者の権利には影響を及ぼさない。ただし届出した場合はその限りではない。

第一五九八ノ三七条

養子縁組の取消があった時、養子がまだ成年に達していなければ、生みの父母が第一五九八ノ三一条に基づく縁組取消の届出時より、または縁組取消を命じる裁判所の確定判決時より親権を取り戻すが、養子となる者の後見人が縁組取消前に選任されていたときはその後見人は依然として権限を保持する。ただし父母が申し立て、裁判所がその申立人を親権者に命じたときはその限りではない。

親権を行なう者、または第一段に基づく後見人の変更は、養子縁組取消の届出があるまで、善意の第三者の権利には影響を及ぼさない。

第三編

扶養費

第一五九八ノ三八条

夫婦の間、または父母と子の間の扶養費(カー・ウパカラリヤンドゥー)は、扶養されるべき側の方が

扶養してもらえない、または扶養が十分でない時、互いに請求することができる。扶養費は、裁判所が扶養費を拠出する方の能力、扶養費を受け取る方の身分及びケースごとの状況を考慮し、その額について決める、あるいは扶養費請求そのものを却下することができる。

第一五九八／三九条

利害関係人が当事者の収入または身分が変化したことを示した時、裁判所は扶養費の取消、減額、増額、復活を命じることができる。

裁判所がもう一方の当事者の身分により扶養費が払えないというだけの理由で扶養費の支払いを判決しなかった場合、その当事者の状況、収入、身分が変化し、請求人の収入状況または身分が扶養費を受ける状態にあるとき、請求人は裁判所にその訴訟において命令の変更を申し立てることができる。

第一五九八／四〇条

扶養費は取決めに基づく定期払いにより現金で支払う。ただし当事者間で別段の取決め、または別の方法による支払いで合意したときはその限りではない。合意がなく、特別な事由があるときは、当事者の一方が裁判所に申し立て、裁判所が適当と判断すれば、金銭による支払いかどうかも含め、別段の取決め、または別の方法による支払いを定めることができる。

子の養育費請求の場合は、特別な事由があり、かつ裁判所が子の利益のために適当と判断した時、当事者間の合意のほかに、あるいは当事者の一方の申立のほかに、教育施設や職業に行かせるなど、子が受け取る養育費について別に定めることができる。このとき養育費を出さなければならない義務を有する者が、この部分についての費用も負担する。

第一五九八／四一条

扶養費を受け取る権利は放棄、譲渡できず、強制執行されない。

第六卷

相続

第一編

総則

第一章

遺産の相続

第一五九九条

人が死亡した時、その者の遺産(モラドック)は相続人(ターヤート)に相続される。

相続人は本法典または他の法律により遺産上の権利を失うことがある。

第一六〇〇条

本法典における規定下に、被相続人(チャオ・モラドック)の遺産とは被相続人のすべての種類の財産のことであり、法律または状況から被相続人にもみ属するものを除き、種々の権利、義務、責任も含む。

第一六〇一条

相続人は相続した遺産を超える責に任じられない。

第一六〇二条

人が本法典第六二条の内容に基づき死亡したとみなされる時、その遺産は相続人に相続される。その者がまだ生存していると証明できるとき、または失踪宣告で示された時間と違う時間に死亡したとき、その者の相続人には本法典第六三条の規定を適用する。

第一六〇三条

相続財産は法律または遺言により相続人に相続される。
法律に基づく権利を有する相続人を「法定相続人(ターヤート・ドイ・タム)」と呼ぶ。
遺言に基づく権利を有する相続人を「受遺者(プー・ラップ・ピナイカム)」と呼ぶ。

第二章

相続人

第一六〇四条

自然人は、被相続人が死亡した時に、人としての状態にあった、または本法典第一五条に基づく権利を有することができるようになった時、相続人となることができる。

本章に資するため、被相続人の死亡時から三〇日以内に出生した子は、被相続人が死亡した時に母の胎内で胎児だった子であるとみなす。

第一六〇五条

詐取により、または他の相続人の利益を損なうこと知りながら、自己が得られる分以上の相続財産を移転または隠匿した相続人は、相続から廃除される。ただし相続財産の移管または隠匿が自己の得られる分よりも少なかったときは、その移管、隠匿した分につき相続から廃除される。

本章は、死亡した者が特定の財産を贈る遺言を残した受遺者について、その財産につき適用しない。

第一六〇六条

以下の者は相続人として不適当な者として相続から廃除される。

(一)被相続人、または相続について自己より優先権を有する者を故意に死亡に至らしめた、あるいは死亡に至らしめようとし、確定判決を受けた者

(二)被相続人を訴え、被相続人が死刑になったが、後に確定判決でその訴えが虚偽に基づく、または虚偽の証言があったとされた者

(三)被相続人が殺害されたことを知っていて、殺人者を処罰するためにこれを訴え出でなかった者。ただしその者が満一六歳未満であったとき、または是非の弁別ができない精神異常者、あるいは殺害者が自己の配偶者、直系父祖、直系尊属であったときはこの限りではない。

(四)被相続人を騙して、または脅して遺言させた、または遺言を取り消した、あるいは相続財産に係る遺言の一部または全部を変えさせた者。もしくはそうした行為をさせなかった者

(五)遺言の一部または全部を偽造、破棄、隠匿した者

被相続人は文字をもって相続人になることのできない者への廃除を解除することもできる。

第一六〇七条

廃除の解除は、廃除された相続人の代襲者にのみ、その相続人がすでに死亡したと同じように行なう。ただし代襲者が相続した財産について、推定相続人は本法典第五卷第二編第三章に掲げた管理及び使用権を持たない。この場合第一五四八条を準用する。

第三章

相続からの廃除

第一六〇八条

被相続人は以下によってその意思を示すことで、自己の法定相続人を相続から廃除することができる。

(一)遺言によって

(二)廃除する相続人をはっきり示した係官への委任状によって

ただし全相続財産を処分する遺言をした時は、遺言から利益を得られない法定相続人を相続から廃除された者とする。

第一六〇九条

廃除の意思は取り消すことができる。

遺言による廃除の取り消しは遺言によってのみできる。係官へ委任状による廃除は第一六〇八条の

(一)または(二)の二つの方法によりこれをなすことができる。

第四章

相続その他の放棄

第一六一〇条

未成年者、精神異常者、または本法典第三二条の内容に基づく管理不能者への相続で、そうした者にまだ法定代理人、保佐人、管理人がいないときは、利害関係人または検察官が申し立てた時、裁判所は後見人、保佐人、または管理人を選任する。

第一六一一条

未成年者、精神異常者、または本法典第三二条の内容に基づく管理不能者の相続人は、父母、後見人、保佐人または管理人からの承諾及び裁判所の承認なしに以下の行為をなしてはならない。

- (一) 相続の放棄
- (二) 義務または条件の付帯した相続の承認

第一六一二条

相続の放棄は係官への委任状、または和解契約によって意思を示さなければならない。

第一六一三条

相続の放棄は部分的に、または条件付で、あるいは期限付きでこれをなすことはできない。
相続の放棄は取り消すことができない。

第一六一四条

相続人が、相続の放棄によって自己の債権者が不利になることを知りながら相続を放棄したとき、債権者はその相続の放棄の取消を請求することができる。ただし、その相続放棄があった時に、そのことにより利得を得た者が債権者が不利になるという事実を知らなかったときはその限りではない。相続の放棄が無償による場合は、放棄した相続人が唯知っていただけで、その取消を請求することができる。

相続の放棄の取消があった時、債権者は相続人に代わり、相続人の権利において相続を受けることができるよう裁判所に請求することができる。

この場合、その相続人の債権者に対する債務が弁済された時、その相続人の相続分がまだ残ったとしても、その部分はその相続人の代襲者または他の相続人に与えられる。

第一六一五条

相続人による相続の放棄は被相続人の死亡時に遡って効力を持つ。

法定相続人が相続の放棄をした時、その相続人の代襲者は自己の権利に基づき相続でき、その相続放棄人が受けるべき相続分と同じ相続分を受け取ることができる。ただしその代襲者は、代襲者の名において有効な相続の放棄を申述した父母、後見人、または保佐人であってはならない。

第一六一六条

相続の放棄をした者の代襲者が第一六一五条に掲げたように相続したとき、その相続を放棄した者は自己の代襲者が相続した財産について、本法典第五卷第二編第三章に掲げた管理及び使用の権利を持たない。ここに第一五四八条を準用する。

第一六一七条

受遺者が相続を放棄したときは、その放棄した相続においてその代襲者も相続の権利を持たない。

第一六一八条

相続を放棄した法定相続人に相続可能な代襲者がいない、あるいは受遺者が相続を放棄したときは、その放棄した相続分を被相続人の他の相続人に分割する。

第一六一九条

存命中の者の相続において将来発生する権利を放棄する、あるいは除去することはできない。

第二編

相続における合法的権利

第一章

総則

第一六二〇条

人が遺言せずに死亡した、または遺言したが無効だったとき、全相続財産は法律に基づきその死亡した者の法定相続人に配分する。

人が遺言してから死亡したが、その遺言が財産の処分を定めている、または相続財産の一部にのみ効力を有するとき、遺言によって処分されなかった部分、または遺言が効力を持たない部分について、法律に基づき法定相続人に配分する。

第一六二一条

遺言者が遺言の中で別段の意思を示している場合を除き、たとえ法定相続人が遺言に基づきある財産を受け取ったとしても、その相続人は遺言で処分しなかった部分の相続財産について自己の合法的な分割分を満たすまで請求する権利も有する。

第一六二二条

比丘は法定相続人として相続財産を請求することはできない。ただし第一七五四条に基づく時効期限までに還俗して請求する場合はその限りではない。

比丘は受遺者となることはできる。

第一六二三条

比丘が僧籍にあった時に得た財産は、その比丘が死亡した時、その比丘が在籍していた寺の資産に帰する。ただし存命中に、あるいは遺言でその財産を処分した場合はその限りではない。

第一六二四条

出家して比丘になる前の者の財産は、寺の資産に帰することはなく、その者の法定相続人に相続される、またはその者が法律に基づき処分できる。

第一六二五条

死亡者が婚姻していたときは、死亡者と存命中の配偶者の間の財産の分割及び配分は以下のように行なう。

(一)夫婦間の財産分割においては、本法典の第一六三七条及び第一六三八条に増補規定がある本法典の双方の同意のある離婚の内容規定を適用し、特に第一五一三条から第一五一七条までの規定下に置かれる。ただしその分割はその死亡により婚姻が終了した日から効力を持つ。

(二)死亡者の相続財産の分割においては、第一六三七条及び第一六三八条を除き本巻の規定に従う。

第一六二六条

第一六二五条(一)に基づく行為をなした時、法定相続人間の相続財産の分与は以下のように行なう。

(一)その相続財産は本編第二章に規定した順位に基づき相続人に分与される。

(二)それぞれの順位にある相続人への相続分は本編第三章の規定に基づき分与される。

第一六二七条

父が認知した非嫡出子及び養子は、本法典の内容に基づく嫡出子と同じ直系尊属であるものとみなす。

第一六二八条

法律に基づき離婚していない別れた状態の夫婦は、互いに相続における合法的権利を失わない。

第二章

法定相続人間の順位

第一六二九条

法定相続人には以下の六順位があり、第一六三〇条第二段の規定下に各順位に沿って相続権を有する。

- (一)直系尊属
- (二)父母
- (三)父母を同じくする兄弟姉妹
- (四)父母の一方を同じくする兄弟姉妹
- (五)祖父母
- (六)叔父、伯父、叔母、伯母

存命中の配偶者も第一六三五条の特別規定下に法定相続人となる。

第一六三〇条

相続人が存命である限り、または第一六二九条に示した順位の者の代襲相続人がいる限り、後位の相続人は死亡者の相続財産における権利を持たない。

ただし前段の内容は、直系尊属が存命中である、またはその代襲相続人がいる場合には適用しない。この場合、父母が子と同じ順位で分与される。

第一六三一条

異なるレベルの直系尊属間では被相続人に最も近いレベルの子が相続権を有し、後位の直系尊属は代襲相続人としての権利に基づき相続する。

第三章

法定相続人の順位による相続分

第一節

親族

第一六三二条

第一六二九条最終段の規定下に、親族の順位における法定相続人の相続分は本章第一節の規定に基づく。

第一六三三条

第一六二九条に掲げた順位において同一の順位にある法定相続人は同じ相続分を受けることができる。ある順位において法定相続人が一人であるときはその相続人がそのすべての相続分を受ける権利を有する

第一六三四条

第二編第四章の規定に基づく代襲相続の代襲相続人間においては、以下のように相続分を定める。

(一)異なるレベルの直系尊属である場合、死亡者の子だけが相続権を有する。下位の直系尊属は代襲相続における権利に基づき相続することができる。

(二)同じレベルの直系尊属間においては、同じ相続分とする。

(三)同じレベルに直系尊属が一人だけしかいない場合は、その者がその相続分すべてを受け取る権利を有する。

第二節

配偶者

第一六三五条

死亡者の配偶者への相続順位及び相続分は以下に従う。

(一)存命中の第一六二九条(一)に基づく相続人がいる、または代襲相続人がいる場合、存命中の配偶者は子のレベルの相続人と同じ相続分を受ける権利を有する。

(二)第一六二九条(三)に基づく相続人がおり、かつその相続人が存命中または代襲相続人を持つ、あるいは第一六二九条(一)に基づく相続人がいない場合、存命中の配偶者の相続分は二分の一とする。

(三)第一六二九条(四)または(六)に基づく相続人が降り、かつその相続人が存命中か、代襲相続人がいる場合、あるいは第一六二九条(五)に基づく相続人がいる場合、存命中の配偶者の相続分は三分の二とする。

(四)第一六二九条に掲げた相続人がいない場合は、存命中の配偶者の相続分は全部とする。

第一六三六条

本法典第五巻が施行される前に、被相続人に複数の存命中の合法的な妻がいるとき、その妻の全てが第一六三五条に掲げた順位及び相続分に基づく相続権を有する。ただし各非正妻の相続権は正妻の受ける相続分の半分とする。

第一六三七条

存命中の配偶者が、生命保険契約に基づく保険金受取人である場合、その配偶者は保険引受人と合意していた全額を受け取る権利を有する。ただし、死亡者が自己の収入と身分に基づき支払う保険料の金額より多いと証明できる分については、もう一方の配偶者の特有財産または共有財産として返還しなければならない。

前段の規定に基づき返還した保険料額はその全てを含めて、保険引受人が支払った額を超えてはならない。

第一六三八条

配偶者の双方が契約において投資し、その契約に基づき双方が存命中の間、双方が年金を受け取り、一方が死亡したときは、もう一方が亡くなるまで年金を受け取ることになっている場合、存命中の配偶者はもう一方の配偶者の特有財産または共有財産に、投資のために特有財産または共有財産から拠出した金額を返還しなければならない。その返還しなければならない金額は、一方が死亡した時にもう一方が以後受け取る年金のために、年金支払人が特別に付加した金額とする。

第四章

代襲相続

第一六三九条

第一六二九条(一)(三)(四)または(六)に基づく相続人となる者が被相続人が死亡する前に死亡した、あるいは相続からの廃除を受けた場合、その者に直系尊属がいるときはその直系尊属が代襲相続する。その者の直系尊属が被相続人が死亡する前に死亡した、または相続からの廃除を受けた場合は、その直系尊属の直系尊属が代襲相続する。代襲相続は系統が切れるまでこれをなす。

第一六四〇条

本法典の第六二条の内容に基づき人が死亡したとみなされる時、代襲相続をすることができる。

第一六四一条

第一六二九条(二)または(五)に基づく相続人となる者が被相続人が死亡する前に死亡した、または相続からの廃除を受けたときは、同じ順位の相続人がいれば、その相続人がその相続の全てを受け取り、代襲相続はなくなる。

第一六四二条

代襲相続は法定相続人間において適用される。

第一六四三条

代襲相続権は直系尊属にのみあり、直系父祖にはない。

第一六四四条

代襲相続する直系尊属は、相続において有効な権利を有した時に代襲相続できる。

第一六四五条

相続を放棄した者は、別の者の遺産相続における代襲相続における権利を失わない。

第三編

遺言

第一章

総則

第一六四六条

人は遺言によって、自己が死んだ時に自己の財産について、または法律に基づくその他の件について、意思を示すことができる。

第一六四七条

死後の処分の意思表示は遺言における最後の定めによってこれをなす。

第一六四八条

遺言は本編第二章に示した方式に基づきこれをなさなければならない。

第一六四九条

死亡者が任命した遺言執行者は死亡者の葬式執行において権限と義務を有する。ただし死亡者が別の者を特に葬式執行者に選任していたときはその限りではない。

死亡者が遺言執行者または葬式執行者を選任していなかった、あるいは相続人が葬式執行者を選任しなかったときは、最も多額の遺言相続または法定相続をした者が権限者となり、葬式執行の義務を果たさなければならない。ただし裁判所が利害関係人の請求を受け、別の者を葬式執行者に選任したときはその限りではない。

第一六五〇条

葬式執行の費用によって生じた債務は、本法典の第二五三条(二)に掲げた優先権に基づき請求できる。

葬式執行がある事情で遅れたときは、前条に基づく権限を有する者が葬式のために相続財産から適当な額の金銭を確保しておく。このとき利害関係人は、その金額に合意しない、または反対する場合、裁判所にそれを申し立てることができる。

どんな場合でも葬式執行のための費用または準備金は死亡者の社会における身分にふさわしい額でなければならず、死亡者の債権者の権利を損なうものであってはならない。

第一六五一条

第四編の規定下に、

(一)遺言の定めに従い、あるいは特別に分割していない相続財産の残りの部分に基づき、ある者が被相続人の相続財産の全てを相続する時、その者は包括受遺者と呼び、法定相続人と同じ権利と責

任を有する。

(二)遺言の定めに従い、特定の財産、または相続財産から特別に分けた財産の遺贈を受ける権利を有する者を特定受遺者と呼び、その遺贈される財産にのみ権利と責任を有する。

疑わしき点がある場合、受遺者はまず特定受遺者であるものと推定する。

第一六五二条

監護下にある者が遺言し、監護人、または監護人の配偶者、父祖、尊属、兄弟姉妹に自己の相続財産を贈ることは、監護人が本法典の第一五七七条とそれに続く条項の内容規定に基づき財産管理目録を作成するまではできない。

第一六五三条

遺言を書く者、または遺言の証人はその遺言に基づく受遺者にはなれない。

前段の内容を遺言を書く者または証人の配偶者にも適用する。

証人が第一六六三条に基づき届け出た遺言の内容を記述する係官は本条の内容に基づく遺言を書く者とみなす。

第一六五四条

遺言者の能力は遺言する時のみ考慮する。

受遺者の能力は遺言者が死亡した時のみ考慮する。

第二章

遺言の方式

第一六五五条

遺言は本章で規定した方式によってこれをなすことができる。

第一六五六条

遺言は以下のようにすることによっても、これをなすことができる。証書によってこれをなし、遺言時の年月日を記し、遺言者が各頁に二人以上の証人とともに署名しなければならない。二人以上の証人はその時、遺言者の署名を保証するために署名する。

抹消、欠落、増補、またはその他の変更はその遺言を無効にする。ただし本条に基づく遺言作成と同一の方式に従った時はその限りではない。

第一六五七条

遺言はその全部を自ら書く証書として作成することもできる。遺言者は自筆でもって全内容、年月日を記し、自己の署名を付す。

抹消、欠落、増補、またはその他の変更はその遺言を無効とする。ただし遺言者が自筆でこれをなし、署名を付したときはその限りではない。

第一六五八条

遺言は以下のように公正証書としてこれをなすことができる。

(一)遺言者が証人二人以上とともに遺言する内容を郡政委員(グロムガーン・アンブー)に面前で口述する。

(二)郡政委員は遺言者が口述した内容を筆記し、その内容を遺言者及び証人に聞かせる。

(三)遺言者と証人が、郡政委員の筆記した内容が遺言者が伝えた内容と同じであると知った時、遺言者と証人は証拠として署名する。

(四)郡政委員が筆記した内容には郡政委員の署名、筆記時の年月日を付し、遺言者が本条の(一)から(三)までの規定に従い遺言したことの証拠として係官章を付す。

抹消、欠落、増補、その他の変更はその遺言を無効とする。ただし遺言者、証人、及び郡政委員がそれに署名したときはその限りではない。

第一六五九条

公正証書による遺言作成は、申立により郡庁以外の場所でもこれをなすことができる。

第一六六〇条

遺言は以下のように秘密証書によってこれをなすこともできる。

(一)遺言者は遺言に署名する。

(二)遺言者はその遺言を密封し、その封印箇所に署名する。

(三)遺言者は封をした遺言を郡政委員、二人以上の証人に示し、全員に対し自己の遺言であることを証言する。その遺言の筆記すべてが遺言者によってなされたものでないときは、遺言者は筆記者の氏名及び住所を告知しなければならない。

(四)郡政委員が遺言者の証言と、遺言を持参した年月日とその封書の上に記載し、係官章を捺印した時、郡政委員、遺言者、証人はその封書の上に署名する。

抹消、欠落、増補、またはその他の変更はその遺言を無効とする。ただし遺言者がこれに署名を付したときはその限りではない。

第一六六一條

聾啞者、啞者が秘密証書により遺言したいときは、第一六六〇条(三)の規定に基づく証言に代わりに、その者が郡政委員及び証人の面前で封をした遺言が自己のものであるという内容をその封書の上に筆記し、もし別の筆記者がいればその氏名と住所も筆記する。

郡政委員は遺言者の証言を記載する代わりに、封書の上に証拠として遺言者が前段の内容に従い行動したことを記載する。

第一六六二条

公正証書または秘密証書として作成された遺言は、遺言者が生存中、郡政委員がこれを公開してはならず、遺言者がその遺言の引渡しを郡政委員会に求めた時、郡政委員はこれを引き渡さなければならない。

遺言が公正証書により作成されたときは、引渡しの前に郡政委員がその謄本を作り、証拠として署名と係官章を捺印する。その謄本は遺言者が生存中、別の者に公開してはならない。

第一六六三条

臨終、伝染病、戦争など、規定された方式での遺言が不可能な特別な状況にある時は、特別な方式で遺言することができる。

このために遺言者はその場にいる二人以上の証人の前で、遺言の定めについて意思を示さなければならない。

証人は遅滞なく郡政委員に出頭し、遺言の内容をその年月日、場所、特別な状況とともに通知しなければならない。

郡政委員は証人が通知した内容を筆記し、証人がそれに署名する。そうでない場合、拇印でもかまわないが、それを保証する証人二人の署名を付さなければならない。

第一六六四条

前条に基づく遺言の有効性は、遺言者が規定された別の方式に基づく遺言ができる状態に戻った時から一か月で終了する。

第一六六五条

遺言者が第一六五六条、第一六五八条、第一六六〇条に基づき署名する時、二人の証人による保証の署名を付した拇印捺印によってこれをなすことができる。

第一六六六条

本法典第九条第二段は、第一六五六条、第一六五八条、第一六六〇条に基づき署名しなければならない証人には適用しない。

第一六六七条

タイ国籍者が外国で遺言する場合は、遺言する外国の法律の規定に基づく方式、またはタイの法律が規定する方式によってこれをなすことができる。

タイの法律が規定する方式によって遺言する時は、第一六五八条、第一六六〇条、第一六六一條、第一六六二条、第一六六三条に基づく郡政委員の権限と義務は、以下の者に帰する。

(一)自らの権限に基づき職務遂行する外交官またはタイ領事、または

(二)証拠として事実関係を記録することのできる、その国の法律に基づく権限を有する係官

第一六六八条

法律による別段の定めのない限り、遺言者が遺言の内容を証人に公開する必要はない。

第一六六九条

国が戦闘または戦争状態に置かれている間、兵役にある者、または軍務に就く者は第一六五八条、第一六六〇条または第一六六三条に規定した方式で遺言することができる。この場合、勅任官である将校または軍官が郡政委員と同じ権限と義務を有する。

前段の規定は、兵役または軍務に就く者が、戦闘または戦争状態にある外国で国のために職務に就いている間に遺言する場合にも準用し、その場合、勅任官である将校または軍官が外交官またはタイ領事と同じ権限と義務を有する。

前二段の内容に基づく遺言者が疾病または負傷により病院に収容されている場合は、その病院の医師が郡政委員、外交官、タイ領事と同じ権限と義務を有する。

第一六七〇条

以下の者は遺言における証人になれない。

- (一)未成年者
- (二)精神異常者または裁判所が準無能力者宣告した者
- (三)聾者、啞者、聾啞者

第一六七一条

遺言者でない者が遺言の筆記者である時、その者は自己の署名を付し、筆記者であることを記さなければならない。

その者が証人でもある場合は、他の証人と同じように自己の署名の下に自己が証人であることを示す内容を印す。

第一六七二条

内務大臣、国防大臣、外務大臣は本法典本巻に基づく省令を公布する、及び関連手数料を定めるに当たってのその省に係る権限と義務を有する。

第三章

遺言の効力と解釈

第一六七三条

遺言によって生じる権利と義務は遺言者の死亡時より効力を生じる。ただし遺言者が条件を付した場

合はその限りではない。

第一六七四条

遺言に条件を付し、遺言者が死亡する前にその条件が成就した場合は、停止条件であれば遺言者が死亡した時から効力を生じる。解除条件を付した場合は遺言の定めは失効する。

遺言者が死亡した後に停止条件が成就した場合は、その成就時から遺言の効力が生じる。

遺言者が死亡した後に解除条件が成就した場合は、遺言者が死亡した時に効力が生じるが、その条件が成就した時に遺言は失効する。

ただし遺言者が遺言に、前二段に掲げた場合に条件の成就が遺言者の死亡時に遡って効力を有するように定めていたときは、その遺言者の意思に従う。

第一六七五条

遺言に停止条件が付されている時、遺言の内容によって利益を得る者は、条件成就まで、または条件の成就が不可能となるまで、遺産管理人を置くことを裁判所に請求することができる。

裁判所が適当と判断すれば、その請求人を遺産管理人に選任し、その者に対し相当の担保を差し出すよう要求することができる。

第一六七六条

本法典第一一〇条の規定に基づく利益のために、遺言である者をして財団を設立させる、あるいは直接相続財産を管理させることができる。

第一六七七条

前段に基づき財団を設立する遺言がある場合、相続人または遺言執行人が本法典第一一八条に基づく法人の設立を政府に請求しなければならない。ただし遺言に別段の定めがあるときはその限りではない。

それらの者が政府に請求しなかったときは、利害関係人または検察官が請求人となることができる。

第一六七八条

遺言で設立された財団が法人になった時、遺言者がそのために分割した財産は遺言が発効した時からその法人のものとなる。ただし遺言で別段の定めがあるときはその限りではない。

第一六七九条

目的に沿って財団を設立できないときは遺産は遺言で示されたところに基づき相続される。

遺言がそれを示していない場合、相続人、遺産執行人、検察官、利害関係人は、遺言者の目的に最も近い目的を有する別の財団へ遺産を贈与するよう裁判所に請求する。

こうした遺産の贈与ができない、またはその財団が法律に違反しているため設立できない、あるいは

公序良俗に反するために設立できないときは、遺言の財産設立の定めは無効となる。

第一六八〇条

遺言者の債権者は、財団設立によって生じる利益損失の部分において、財団設立の定めを取り消すよう請求する権利を有する。

第一六八一条

遺言の目的物となる財産が紛失、損壊し、状況から他の財産で代替できる時、または損害賠償の請求権を得たとき、受遺者は代替物を引き渡すよう請求する、または損害賠償を請求することができる。

第一六八二条

遺言で債務の清算または請求権の譲渡を定めてある時、その遺言は遺言者が死亡した時の未弁済分のみ効力を有する。ただし遺言者による別段の定めがあるときはその限りではない。

債務の清算、または請求権の譲渡の証拠書類がある場合は、受遺者に引き渡し、本法典の第三〇三条から第三一三条までと第三四〇条を準用する。ただし本条に基づき遺言者がすべき行為は、遺言に基づく管理人または受遺者が遺言者に代わり、これをなすことができる。

第一六八三条

自己の債権者に対する遺言は、その債権者への債務履行ためになされたものでないとまず推定する。

第一六八四条

遺言の内容が複数の解釈を許す時、遺言者の目的が最も適う解釈をとる。

第一六八五条

遺言者が受遺者を特定する資格を定めた場合、その資格を帯びた者が複数いるときは、全員が等分ずつ受贈する権利を有する。

第四章

遺産管理後見人を任命する遺言

第一六八六条

遺言または法律行為で直接、間接に設立したトラストで、生存中効力を持つ、または死後に効力を持つとするものは無効である。

第一六八七条

法律行為をなす者が遺産を未成年者、または裁判所が無能力者宣告あるいは準無能力者宣告した者、精神異常により病院内で治療を受けなければならない者に贈与する意思を有し、それらの者の父母、後見人、保佐人、管理人でない者にその財産の保全、管理を委任しようとするときは、遺産管理後見人を選任しなければならない。

遺産管理後見人の選任は、未成年である期間、裁判所が無能力者または準無能力者宣告した期間、病院内での治療期間を超えて選任してはならない。

第一六八八条

遺産管理後見人の選任は、不動産または不動産に係る物件に関係する部分については、これを係官に届け出ないとき無効である。

前段の規定はカムパン船、六トン以上の船、五トン以上の汽船、機械動力船、筏家、獣力車にも適用する。

第一六八九条

本法典第一五五七条で示した者のほかに、法人、能力者である自然人は遺産管理後見人となることができる。

第一六九〇条

遺産管理後見人は以下の者によって選任される。

- (一)遺言者。
- (二)遺言によって選任者として指名された者。

第一六九一条

遺言者が遺言に別段の定めをしていない限り、遺産管理後見人は遺言によって別の者を後継人に選任することができる。

第一六九二条

遺言者が遺言に別段の定めをしていない限り、遺産管理後見人は本法典第五巻の内容に基づく後見人と同じ権利と義務を有する。

第五章

遺言または遺言の定め取消及び破棄

第一六九三条

遺言者は自己の遺言の全部または一部をいつでも取り消すことができる。

第一六九四条

先の遺言を新たな遺言で取り消す時、新たな遺言を法律の規定にする方式でこれをなした時に取消は有効となる。

第一六九五条

遺言書が一部だけ作成されたときは、遺言者が故意にその遺言書を破棄することによって、遺言の全部または一部を取り消すことができる。

遺言書が複数部あるときは、その全部を破棄しない限り、その取消は有効とならない。

第一六九六条

遺言者が遺言の目的である財産を故意に譲渡したときは、その遺言の定めは取り消される。

同様に、遺言者がその財産を故意に破棄した時も、遺言の定めは取り消される。

第一六九七条

前の遺言と後の遺言と抵触することが明らかで、かつ遺言者が遺言で別段の意思を示していないときは、その抵触する部分について、前の遺言は後の遺言によって取り消したものとみなす。

第一六九八条

遺言の定めは以下の時に効力を失う。

(一)受遺者が遺言者より前に死亡した時

(二)遺言の定めが条件の成就時に効力を有し、かつ受遺者がその条件成就前に死亡した時、またはその条件が成就しないことが明らかになった時

(三)受遺者が遺贈を放棄した時

(四)遺言者がその生存中に故意によってではなく全財産が滅失、または損壊し、遺言者が代替物を用意しなかった時、またはその財産の損害賠償請求権を行使しなかった時

第一六九九条

ある財産に係る遺言または遺言の定めが効力を失ったとき、その財産は相続人または国に帰属する。

第六章

遺言または遺言の定め失効

第一七〇〇条

本章の規定下に、受贈者にその財産の譲渡を禁じる定めを有する法律行為をもって、人はその生存

中、または死亡時に財産を処分できる。ただし定められた受贈者のほかに、譲渡禁止が遵守されなかった時にその財産を受け取る者がなければならない。

その者はその財産の処分が有効となった時に諸権利を有する能力者でなければならない。

譲渡禁止の定めが守られなかった時の財産受取人について定められていなかった場合、その譲渡禁止の定めはなかったものとみなす。

第一七〇一条

前条に基づく譲渡禁止の定めは期限付きでも、受贈人の生存期間中でもよい。

譲渡禁止期限を定めなかったとき、受贈人が自然人である場合は、譲渡禁止はその者の生存中にわたって、または受贈人が法人である場合は、譲渡禁止は三〇年の期限を有する。

譲渡禁止期限を定めたときは、その期限は三〇年を超えないものとする。それを超えているときは三〇年に減らす。

第一七〇二条

登記できない動産に係る譲渡禁止の定めは、なかったものとみなす。

不動産または不動産に係る物件に係る譲渡禁止は無効である。ただし書類によってこれをなし、係官に譲渡禁止を登記した時はその限りではない。

前段の規定はカムパン船、六トン以上の船、汽船、五トン以上の機械動力船、筏家、獣力車にも適用する。

第一七〇三条

満一五歳に達しない者がなした遺言は無効である。

第一七〇四条

裁判所が無能力者宣告した者による遺言は無効である。

精神異常者だが、裁判所が無能力者宣告していない者による遺言は、その遺言をなした時に精神異常であったことを証明できる時、失効となる。

第一七〇五条

第一六五二条、第一六五三条、第一六五六条、第一六五七条、第一六五八条、第一六六〇条、第一六六一一条または第一六六三条に反してこれをなした遺言または遺言の定めは無効である。

第一七〇六条

以下のとき遺言の定めは無効である。

- (一) 遺言によって遺言者または第三者に自己の財産を処分するという条件付きで受遺者を定めた
- (二) 受遺者となる者が不明確である。ただし遺言に基づく受遺者を複数の者、あるいは集団から選

定ことを遺言者が明示していたときはその限りではない

(三)遺言によって遺贈する財産が不明確である。あるいはその分割について明確でない

第一七〇七条

第三者への譲渡の条件付で遺言の定めにより受遺者を定めたとき、その条件はなかったものとみなす。

第一七〇八条

遺言者が死亡した時、利害関係人は裁判所に脅迫によってなされた遺言の取消を命じるよう申し立てることができる。ただし遺言者が生存中であり、脅迫がなくなってから一年が経過した場合はそうした申立はできない。

第一七〇九条

遺言者が死亡した時、利害関係者は誤謬または詐欺によってなされた遺言の取り消しを命じるよう申し立てることができる。その場合の誤謬または詐欺は、その誤謬または詐欺がなかったとき遺言がなされることはなかった程度のものであるとする。

前段の内容は遺言に基づく受贈者でない者がなした詐欺のときも適用する。

ただし誤謬または詐欺によってなされた遺言でも、遺言者がその誤謬、詐欺を知ってから一年以内に取り消さなかった場合には有効である。

第一七一〇条

遺言の定め取消を求める訴訟は、以下の期間が経過した時、訴えることはできない。

(一)遺言者が死亡してから三ヶ月。原告が取消の訴えの事由を知っていた場合は、遺言者が生存中の期間、または

(二)他の場合においては原告がその事由を知ってから三ヶ月。

ただし原告が遺言の定めにより自己の利害に影響が及ぶことを知らなかったとき、たとえ原告が取消の訴えの事由を知っていたとしても、三ヶ月の期間は原告が遺言の定めを知った、あるいは知り得ることができた時から起算する。

ただし遺言者の死亡から一〇年が経過した時、その訴えはできない。

第四編

遺産管理と分割

第一章

相続管理人

第一七一一條

相続管理人(プーチャッカーン・モラドック)は遺言または裁判所の命令により選任される。

第一七一二條

遺言による相続管理人は以下によって選任される。

- (一)遺言者自身によって
- (二)遺言で任命者とされた者によって

第一七一三條

相続人または利害関係人あるいは検察官は、以下の場合に裁判所に対して相続管理人の選任を請求できる。

- (一)被相続人が死亡した時、法定相続人または受遺者者が行方不明である、または国外にいる、あるいは未成年である
- (二)相続管理人または相続人が、相続財産の管理、分割ができない、または管理、分割に取り組まない、あるいは支障の事由がある時
- (三)相続管理人を選任した遺言の定めが効力を生じない時

相続管理人の選任にあたっては、遺言の定めがあるときは裁判所は遺言の定めに基づき選任し、遺言の定めがないときは状況に基づき相続財産に益するために、被相続人の意思を考慮して選任する。

第一七一四條

裁判所が特定の目的に対して相続管理人を選任した時、その者は相続財産の目録を作成しなくともよい。ただしその目的に必要な、または裁判所が作成を命じたときはその限りではない。

第一七一五條

遺言者は一人または複数の相続管理人を選任することができる。

遺言で別段の定めがない限り、複数の相続管理人があり、一人を除いて管理ができない、または管理に取り組まないときは、残った一人が単独で管理にあたる権利を有する。ただし複数の管理人が残ったときはそれぞれが単独で管理できないものと推定する。

第一七一六條

裁判所が選任した相続管理人の義務は、裁判所の選任命令を聞いた、または聞いたものとみなされる日から開始される。

第一七一七條

被相続人が死亡してから一五日が経過してから後、そのから一年以内に、相続人または利害関係人は遺言で相続管理人に選任された者に対し、相続管理人となるかどうかについて確認することができる。

る。

相続管理人に選任されていた者が、その確認から一か月以内に返事をしないときは、拒否したものとみなす。相続管理人への就職は被相続人の死亡から一年が経過した時これをなすことはできない。ただし裁判所が許可したときはその限りではない。

第一七七八条

以下の者は相続管理人にはなれない。

- (一) 未成年者
- (二) 精神異常者または裁判所が準無能力者宣告した者
- (三) 裁判所が破産宣告した者

第一七一九条

相続管理人は遺言がはっきりと、または間接的に命じるところに基づく行為、一般的な相続財産の管理、相続財産の分割のために必要な行為における義務と権利を有する。

第一七二〇条

相続管理人は本法典の第八〇九条から第八一二条まで、第八一九条、第八二三条に規定されたところに基づき相続人に対し責に任じる。第三者に係るときは第八三一条を準用する。

第一七二一条

相続管理人は報酬を得る権利を持たない。ただし遺言または過半数の相続人が報酬を定めたときはその限りではない。

第一七二二条

相続管理人は相続財産に反する利害関係を生むような法律行為をなしてはならない。ただし遺言が許可していた、または裁判所から許可を得たときはその限りではない。

第一七二三条

相続管理人は自ら管理に当たらなければならない。ただし明確に委譲した権限に基づく代理人による行為、遺言、裁判所命令による行為、あるいは相続財産に益する状況下における行為はその限りではない。

第一七二四条

相続管理人が相続管理人の権限の範囲内でなした行為において、相続人は第三者に対して拘束される。

相続管理人が第三者との間で、第三者が贈与した、または私有物として贈与を約束した財産その他

の利益のために法律行為をなしたとき、相続人は拘束されない。ただし相続人が承諾していたときはその限りではない。

第一七二五条

相続管理人はしかるべき期間内に、利害関係人を捜し出し、その利害関係人に係る遺言の定めについて通知しなければならない。

第一七二六条

相続管理人が複数いるときは、相続管理人としての義務に基づく管理は、多数決によって決める。ただし遺言で別段の定めがあるときはその限りではない。意見が同数の場合は、利害関係人が請求した時、裁判所が判定を下す。

第一七二七条

利害関係人は、相続管理人が義務に基づく管理を怠ったことをもって、またはその他のしかるべき事由をもって、相続管理人の解任を請求することができる。ただし請求は相続財産の分割が終了する前になさなければならない。

相続管理人は選任後であっても、しかるべき事由をもって辞任することができる。ただし裁判所からの承認を受けなければならない。

第一七二八条

相続管理人は以下の時点から一五日以内に相続財産目録作成に着手しなければならない。

(一)被相続人が死亡した時に相続管理人が遺言によって委任されたことを知っていた時は、被相続人の死亡時から

(二)裁判所が相続管理人を選任したときは、第一七一六条に基づき相続管理人としての義務を遂行開始した時

(三)その他の場合は相続管理人となった時

第一七二九条

相続管理人は第一七二八条に示した時点から一か月以内に相続財産目録作成を終了しなければならない。相続管理人が一か月の期限が切れる前に申し立てた時、裁判所は期間延長を許可することができる。

その目録は相続財産に利害関係を有する二人以上の証人の面前で作成しなければならない。

第一六七〇条に基づき遺言作成の証人になれない者は、本法典に基づき作成しなければならない目録作成において証人となることはできない。

第一七三〇条

本法典の第一五六三条、第一五六四条第一段及び第二段、第一五六五条を相続人と遺言による財産管理人の間、及び裁判所と裁判所が選任した財産管理人との間にも準用する。

第一七三一条

財産管理人が期限内に相続財産目録を作成しなかった、または定められた形式に基づき作成しなかった、あるいはその目録における重大な過失、不誠実、財産管理人の明白な能力不足が認められたとき、裁判所はその相続管理人を解任することができる。

第一七三二条

相続管理人は義務に従い管理し、管理報告書を作成し、第一七二八条に示された日から一年以内に相続財産の分割を終えなければならない。ただし遺言者、過半数の相続人、または裁判所が別段の期限を設けたときはその限りではない。

第一七三三条

第一七三二条に掲げた相続管理報告書に係る承認、責任の解除、またはその他の合意は、一〇日以上前もってその報告書と関連書類を相続人に引き渡した時に有効となる。

相続管理に係る訴訟は、相続管理が終了してから五年が経過した時、相続人はこれを訴えることができない。

第二章

相続財産の売却及び債務弁済と相続財産の配当

第一七三四条

相続債権者は相続財産からのみ債務の弁済を受けることができる。

第一七三五条

相続人は財産管理人に対し、自己が知り得るすべての死亡人の相続財産及び債務を知らせなければならない。

第一七三六条

相続債権者または確認できる受遺者全員がまだ債務の弁済を受けてない、あるいは遺言に基づく遺贈を一部しか受けていない間は、相続財産はまだ管理中であるものとみなす。

その間、相続管理人は訴訟その他の必要な管理をなすことができる。相続管理人は相続財産上の債権回収に必要なすべての行為をでき得る限りの迅速さでなさなければならない、相続債権者が債務弁済を受けた時、相続管理人は相続財産の配当に取り掛からなければならない。

第一七三七条

相続債権者は相続人の誰に対しても請求権を行使できるが、相続管理人がいるときは、債権者も配当加入する。

第一七三八条

財産分離前に相続債権者は債務全額の弁済を請求できる。この場合、相続人は被相続人の相続財産からの弁済、または配当時まで担保とするよう請求できる。

財産分離が終わった時、相続債権者は相続人に対し、その相続人が得た相続財産を超えない範囲で債務弁済を請求できる。この場合、自己が弁済すべき分を超えて相続債権者に弁済した相続人は、他の相続人にこの部分について請求する権利を有する。

第一七三九条

未弁済の相続債務の弁済は以下の順序、本法典の優先権についての規定に従い、本法典または他の法令に基づく特別な優先権を有する債権者、及び質または抵当による担保を有する債権者の権利を損なうものであってはならない。

- (一) 相続の共益費用
- (二) 被相続人の葬式費用
- (三) 未弁済の租税債務
- (四) 被相続人の事務員、使用人、労務者に対する未払いの賃金
- (五) 被相続人に対し毎日送られた必要経費
- (六) 相続債権者の一般債権
- (七) 相続管理人の報酬

第一七四〇条

被相続人または法律が別段の定めをなした場合を除き、債務弁済のための被相続人の財産の分割は以下の順序に従う。

- (一) 不動産以外の財産
- (二) もしあれば、遺言で債務弁済のために分割を明確に定めた不動産
- (三) 法定相続人が受け取るべき不動産
- (四) 被相続人が遺言で債務弁済の条件付きで、ある者に遺贈した不動産
- (五) 被相続人が遺言で第一六五一条で規定された形態により遺贈した不動産
- (六) 被相続人が遺言で第一六五一条で規定された形態により遺贈した財産

以上によって分割された財産は競売に付されるが、相続人はその財産の価額全部、または裁判所が選任した鑑定人が債権者への債務弁済に十分であると定めたところに基づく金額を支払うことによって、これに反対することができる。

第一七四一条

相続債権者は自己が費用を負担することで、前条に掲げた財産の競売または鑑定に反対することができる。債権者が反対を申し立てても競売または鑑定がなされた場合、その競売または鑑定は反対を申し立てた債権者に対抗できない。

第一七四二条

自己への未払い債務の弁済において、死亡人が生存中に生命保険の受取人となった債権者は保険引受人と合意した保険金全額を受け取ることができる。その債権者は他の債権者が以下を証明できる時、保険金掛け金を相続財産に返還する。

(一)当該方法による死亡人の債権者への弁済が本法典の第二三七条の規定に反し、かつ

(二)その保険金掛け金が死亡人の収入または身分に比して多額すぎる

相続財産に返還する保険金掛け金は、保険引受人が支払った保険金額を超えてはならない。

第一七四三条

法定相続人または一般受遺者は自己が受ける相続財産額を超えて、遺言の定めに従わなくてもよい。

第一七四四条

相続管理人は被相続人の死亡日から一年が過ぎる前に相続人に相続財産またはその一部を引き渡さなくてもよい。ただし相続債権者及び受遺者が現れ、遺言に基づき全員が弁済を受けた、または受遺したときはその限りではない。

第三章

相続分割

第一七四五条

相続人が複数いるとき、相続財産分割まで相続人は共同で相続財産に係る権利と義務を有し、本法典の第一三五六条から第一三六六条までを本巻の規定に反しない限りにおいて適用する。

第一七四六条

法律の規定下に、またはもしあれば遺言の内容により、共に相続人となる者は分割前の相続財産について同等であると推定する。

第一七四七条

ある相続人が、被相続人が生存中に無償で財産その他の利益を受けたとしても、その相続人の相続

財産分割における権利を損なわない。

第一七四八条

まだ分割していない相続財産を占有している相続人は、第一七五四条に基づく時効を過ぎていたとしても、その相続財産の分割を請求する権利を有する。

前段に基づく相続財産分割の請求権は、一〇年を超える期間にわたって法律行為でこれを剥奪することはできない。

第一七四九条

相続財産の請求訴訟があるとき、自己がその相続財産上の権利を有すると考える者は、訴訟への参加を求めることができる。

ただし裁判所が当事者のほかに他の相続人、または訴訟参加を求める者に相続財産の分割受け取り、あるいは他の相続人のために相続財産の一部の隔離を請求することはできない。

第一七五〇条

相続財産の分割は、相続人がそれぞれ財産を均整よく占有することでできる、あるいは財産を売却し、その売価を相続人間で配分することでできる。

相続財産の分割が前段に基づかないが、契約によってなされたときは訴訟に訴えることはできない。ただし責任ある方の署名、またはその代理の署名を付した書類による証拠があるときはその限りではない。この場合、本法典の和解に係る第八五〇条、第八五二条を準用する。

第一七五一条

分割後、ある相続人が配分を受けた財産の全部または一部が権利剥奪のためにその相続人の手から離れたとき、他の相続人は補償金を支払わなければならない。

その債務は別段の合意があった時、またはその権利剥奪が権利剥奪された相続人の過失により生じたものであるとき、あるいは分割後に生じた事由によるものであるとき消滅する。

他の相続人は自己の配分割合に従い権利剥奪を受けた相続人に補償金を支払わなければならない。ただし権利剥奪を受けた相続人が支払うべき分は減額する。相続人に多重債務者がいるときは他の相続人が代わって同じように配分割合に応じ負担する。ただし権利剥奪を受けた相続人が負担すべき分は減額する。

前段の内容規定は特定受遺者には適用しない。

第一七五二条

第一七五一条に基づく権利剥奪による訴訟は権利剥奪時から三か月が経過した時、訴えることはできない。

第五編

相続人不存在

第一七五三条

相続債権者の権利における規定下に、法定相続人または受遺者がなく、あるいは遺言で財団設立をせずに人が死亡した時、その者の遺産は国に帰する。

第六編

時効

第一七五四条

被相続人が死亡してから、または法定相続人が被相続人の死亡を知った、あるいは知りえた日から一年が経過した時、遺産訴訟を起こすことはできない。

遺言の定めに基づく請求訴訟は、遺贈者が遺言に基づく自己の権利を知った日、または知りえた日から一年が経過した時、これを起こすことはできない。

本法典の第一九三ノ二七条の規定下に、債権者の被相続人に対する請求権の時効が一年を超えて規定されているとき、債権者が被相続人の死亡を知った日、または知りえた日から一年が経過した時、債権者は訴えることはできない。

いずれにしても、前段に掲げた請求権は被相続人が死亡した日から一〇年が経過した時、これを訴えることはできない。

第一七五五条

一年の時効は相続人である者、相続人の権利を行使できる者、または相続管理人により対抗できる。

(おわり)